就労移行支援について

就労移行支援

○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者（65歳未満の者）

① 企業等への就労を希望する者

○ サービス内容

- ■ 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- ■ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- ■ 利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- ■ サービス管理責任者
- ■ 職業指導員　等　→　6:1以上
- ■ 就労支援員　→　15:1以上

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

利用定員規模に応じた単位設定　747単位（定員21人以上40人以下）

※ 過去の就労定着者数が0である場合の所定単位数について、以下の通り算定を行う。（平成24年10月1日施行）
過去3年間の就労定着者数が0の場合→100分の85
過去4年間の就労定着者数が0の場合→100分の70

■ 主な加算

就労移行支援体制加算	就労支援関係研修修了加算	移行準備支援体制加算
→一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合　41～209単位	→就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合　11単位	→施設外支援として職員が同行して、企業実習等の支援を行った場合　41単位（Ⅰ）新規 →施設外就労として請負契約を結んだ企業内で作業等を行った場合　100単位（Ⅱ）

○ 事業所数　2,725（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　26,962（国保連平成25年12月実績）

就労移行支援の利用状況

【就労移行支援の利用状況】

○　就労移行支援の費用額（平成24年度）は、約490億円であり、総費用額の3．4%を占めている。

○　利用者数及び事業所数について、毎年増加しているものの、伸びは鈍化している。

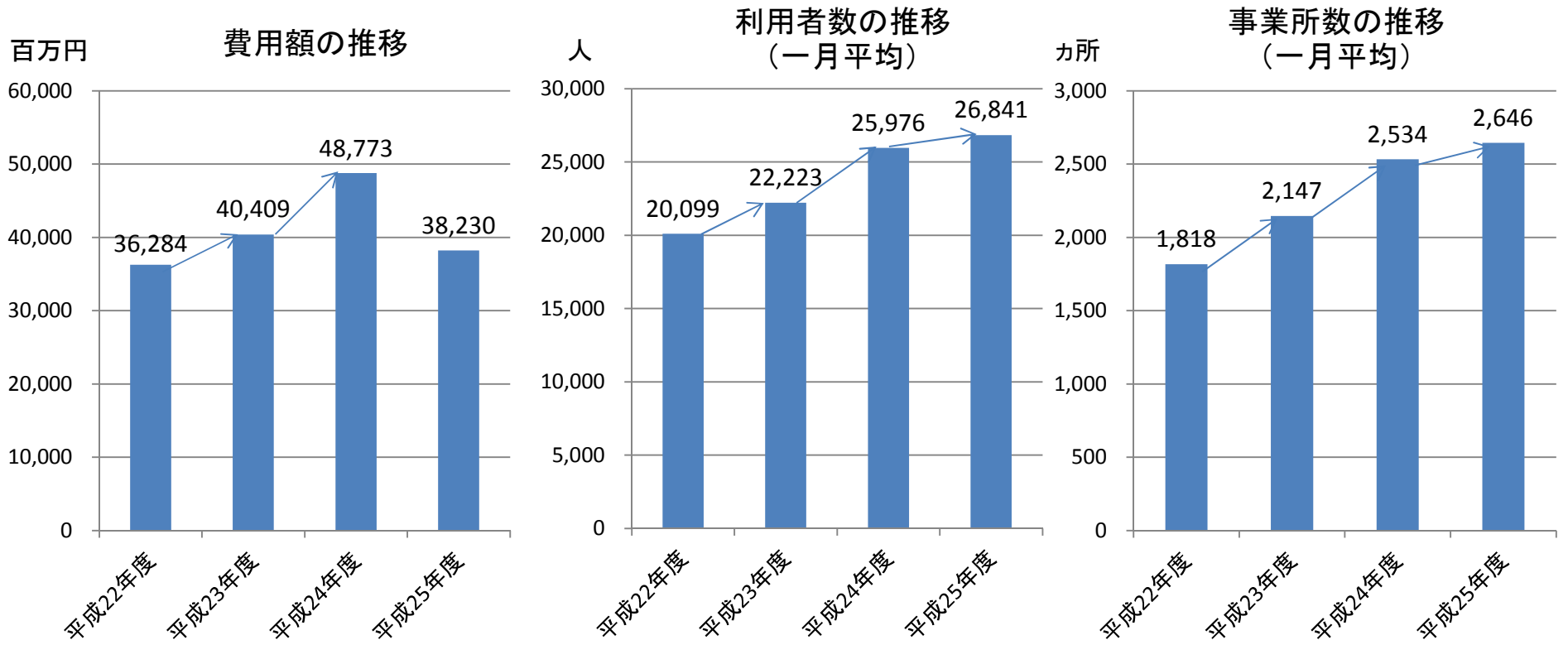

【出典】国保連データ（平成25年度は4月～12月までのデータ）

利用者の年齢階層別分布状況

○　年齢階層別に利用者の分布を見ると、30歳未満の利用者が約5割を占めている。
○　利用者の年齢階層別の分布は、平成23年から大きな変化はない。

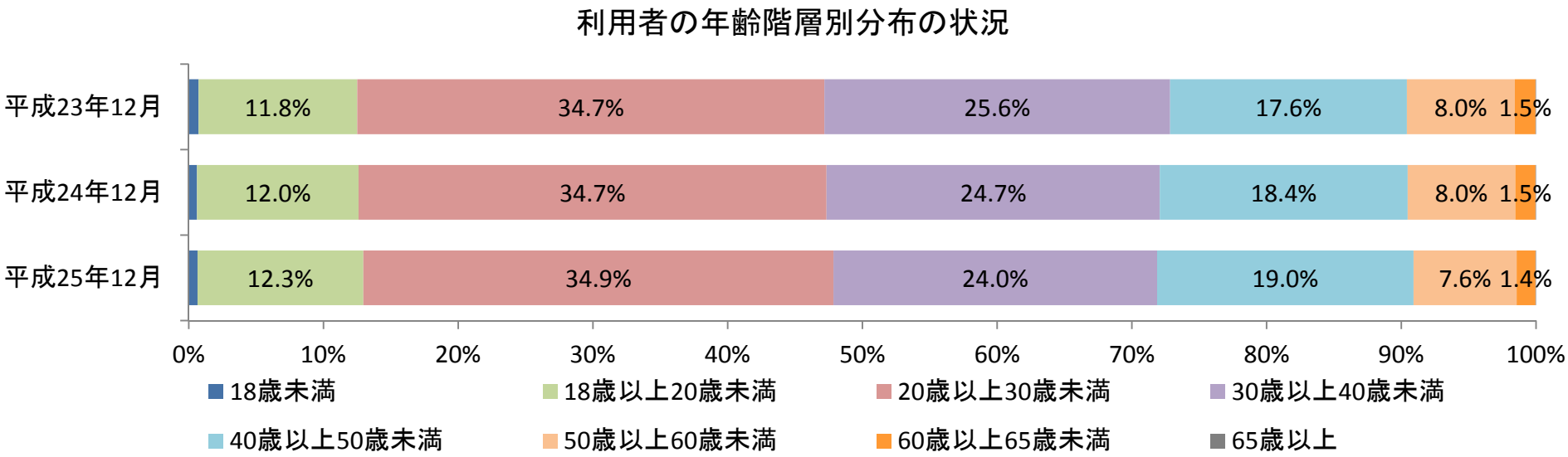

（単位：人）

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H23.12	164	2，652	7，801	5，770	3，956	1，802	343	12	22，500
H24.12	161	3，110	9，012	6，418	4，770	2，072	389	13	25，945
H25.12	177	3，333	9，454	6，508	5，156	2，072	379	14	27，093

【出典】国保連データ

一般就労への移行率別の施設割合の推移

○　一般就労への移行率の推移を見ると、移行率が20%の事業所が増加してきている一方で、移行率が0%の事業所も約3割強存在する。

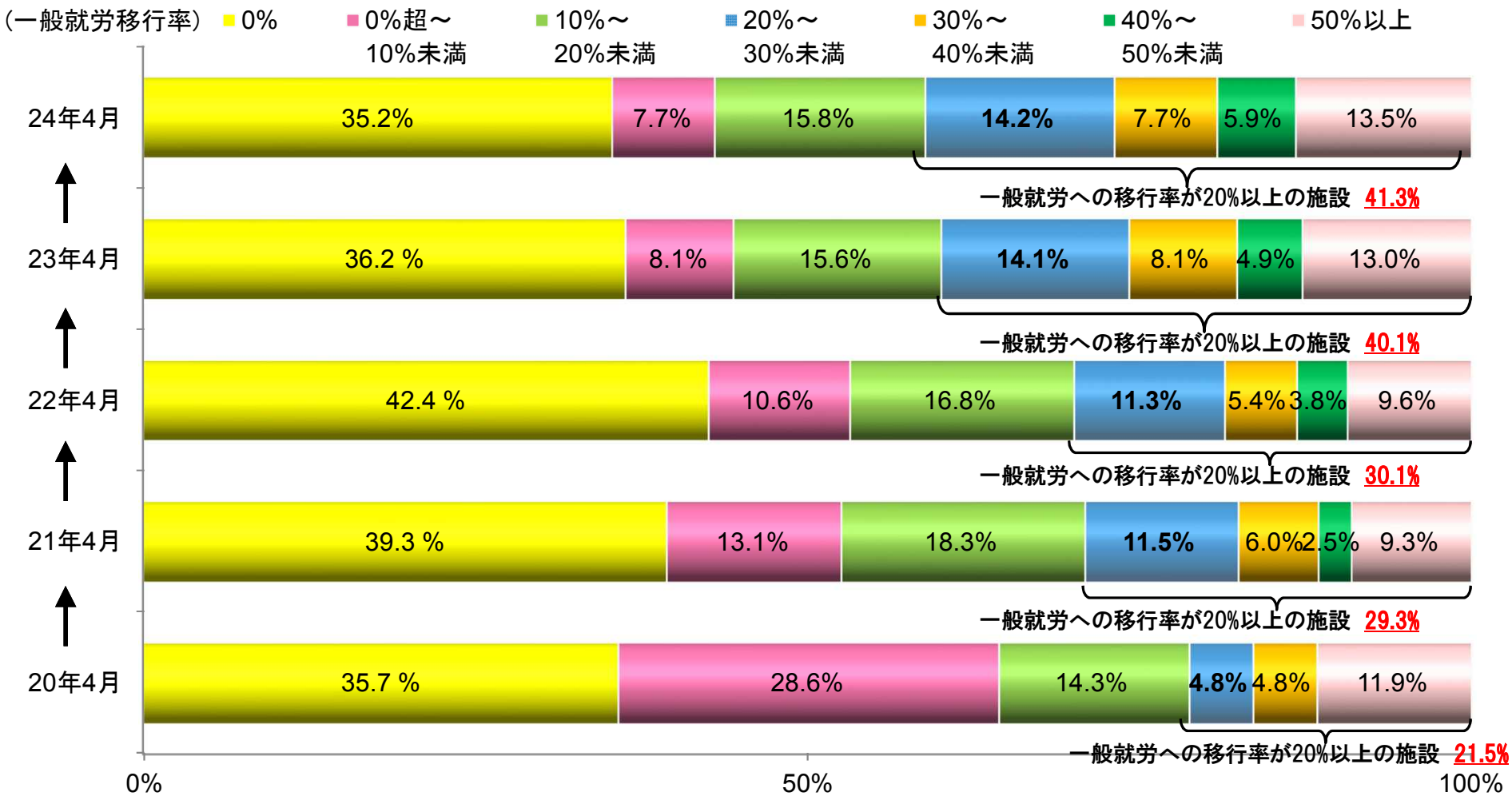

【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

○ 就労移行支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	1.0%	45
初期加算	30単位/日	34.2%	6,010
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	0.7%	1,066
食事提供体制加算	42単位/日	55.0%	74,649
精神障害者退院支援施設加算	180単位、150単位/日	0.0%	0
就労移行支援体制加算	41～209単位/日	46.3%	264,204
訪問支援特別加算	187単位、280単位/回	1.2%	111
福祉専門職員配置等加算	10単位、6単位/日	75.0%	27,296
欠席時対応加算	94単位/回	64.4%	16,848
医療連携体制加算	100～500単位/日	0.6%	659
就労支援関係研修修了加算	11単位/日	40.8%	24,075
移行準備支援体制加算	41単位、100単位/日	35.5%	32,691
送迎加算	27単位/回	38.8%	51,939
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.1%	32
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	75.2%	83,562
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.9%	795

基本部分	3,493,325

合計	**4,077,307**

※出典：平成25年12月国保連データ

就労継続支援A型について

就労継続支援A型

○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障害者（利用開始時、65歳未満の者）

① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

○ サービス内容

■ 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
■ 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
■ 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
■ 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員　等
→ 10:1以上

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）
→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7．5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位　469単位～589単位

就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）
→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位　423単位～538単位

※ 短時間利用者（週20時間未満の利用者）の占める割合について、以下の通り算定を行う。（平成24年10月1日施行）
100分の50以上100分の80未満の場合→100分の90で算定
100分の80以上である場合→100分の75で算定

■ 主な加算

重度者支援体制加算
→障害基礎年金1級受給者を利用者として一定程度利用の場合、加算により評価（就労継続支援B型も同様）。
45単位～56単位（Ⅰ）　22単位～28単位（Ⅱ）　11単位～14単位（Ⅲ）
※ （Ⅲ）については、特定旧法指定施設から移行した事業所が対象で、平成27年3月31日までの措置。

○ 事業所数　1,955（国保連平成25年12月実績）　**○ 利用者数**　34,576（国保連平成25年12月実績）

就労継続支援A型の利用状況

【就労継続支援A型の利用状況】

○　就労継続支援A型の費用額（平成24年度）は、約336億円であり、総費用額の2．3%を占めている。

○　費用額、利用者数及び事業所数のいずれも、毎年、大きく増加している。

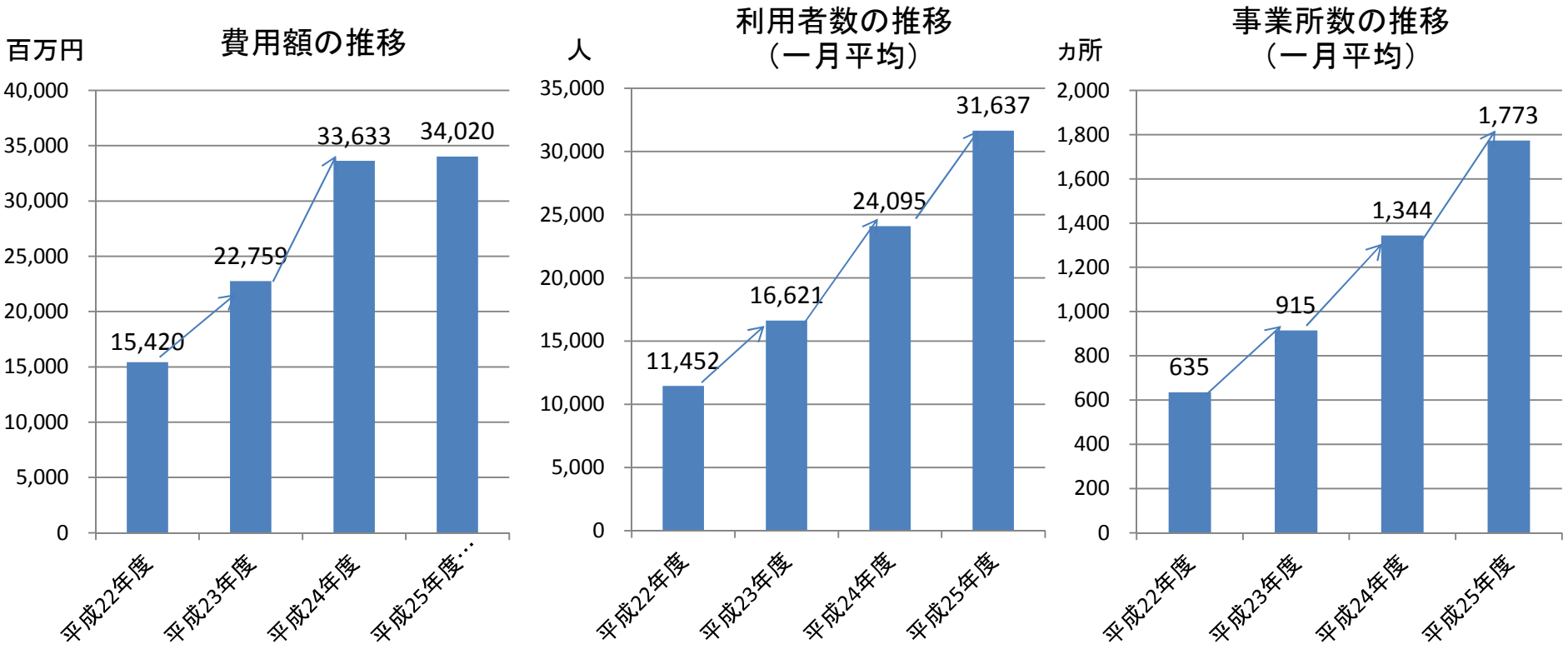

【出典】国保連データ（平成25年度は4月～12月までのデータ）

利用者の年齢階層別分布状況

○　年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者の割合が増えてきている。

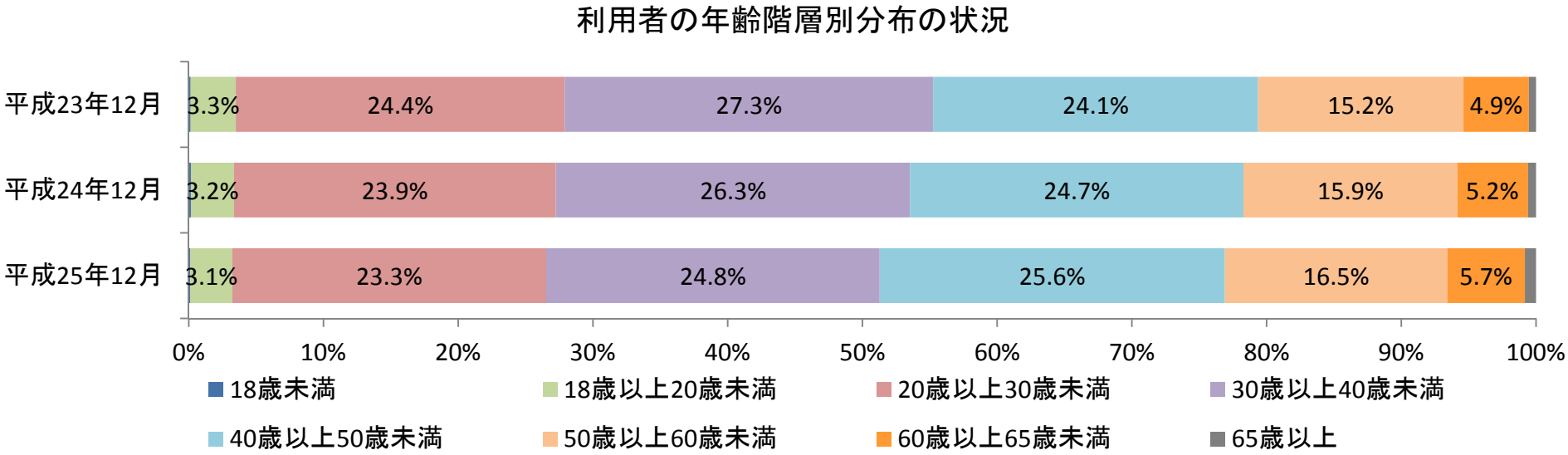

（単位：人）

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H23.12	27	588	4，303	4，812	4，249	2，685	855	95	17，614
H24.12	41	814	6，083	6，693	6，301	4，039	1，335	154	25，460
H25.12	47	1，072	8，060	8，569	8，861	5，716	1，988	291	34，604

【出典】国保連データ

○ 就労継続支援A型の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	1.3%	55
初期加算	30単位/日	42.5%	8,129
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	0.4%	1,649
食事提供体制加算	42単位/日	36.9%	81,283
就労移行支援体制加算	26単位/日	4.2%	7,221
訪問支援特別加算	187単位、280単位/回	1.6%	129
重度者支援体制加算	11～56単位/日	5.5%	11,658
福祉専門職員配置等加算	10単位、6単位/日	49.1%	24,365
欠席時対応加算	94単位/回	65.0%	17,208
医療連携体制加算	100～500単位/日	0.7%	218
施設外就労加算	100単位/日	30.2%	91,142
送迎加算	27単位/回	30.5%	66,049
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.3%	98
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	48.2%	44,454
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.7%	498

基本部分	3,754,131

合計	**4,108,287**

※出典：平成25年12月国保連データ

就労継続支援B型について

就労継続支援B型

○対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業（A型）の雇用に結びつかなかった者
③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された者
④ ①、②、③に該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者（平成27年3月31日までの間に限る）

○サービス内容

■ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
■ 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることを事業者指定の要件とする
■ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
■ 利用期間の制限なし

○主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 職業指導員　等
→ 10:1以上

○報酬単価（平成26年4月～）

■基本報酬

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）
→ 前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7．5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位　469単位～589単位

就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）
→ 前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位　423単位～538単位

■主な加算

目標工賃達成加算
→ 工賃について、一定の要件を達成した事業所に対し、加算を実施　49単位（Ⅰ） 22単位（Ⅱ）

目標工賃達成指導員配置加算
→ 工賃の引き上げを達成するための指導員を配置した場合、加算を実施　64単位～81単位

重度者支援体制加算
→ 障害基礎年金1級受給者を利用者として一定程度利用の場合、加算により評価（就労継続支援B型も同様）。
45単位～56単位（Ⅰ） 22単位～28単位（Ⅱ） 11単位～14単位（Ⅲ）
※ （Ⅲ）については、特定旧法指定施設から移行した事業所が対象で、平成27年3月31日までの措置。

○事業所数　8,359（国保連平成25年12月実績）

○利用者数　177,706（国保連平成25年12月実績）

就労継続支援B型の利用状況

【就労継続支援B型の利用状況】

○　就労継続支援B型の費用額（平成24年度）は、約2，200億円であり、総費用額の15．2%を占めている。

○　利用者数は、毎月の平均が約17万人強となっており、通所系サービス利用者全体の約6割が就労継続支援B型を利用している状況である。

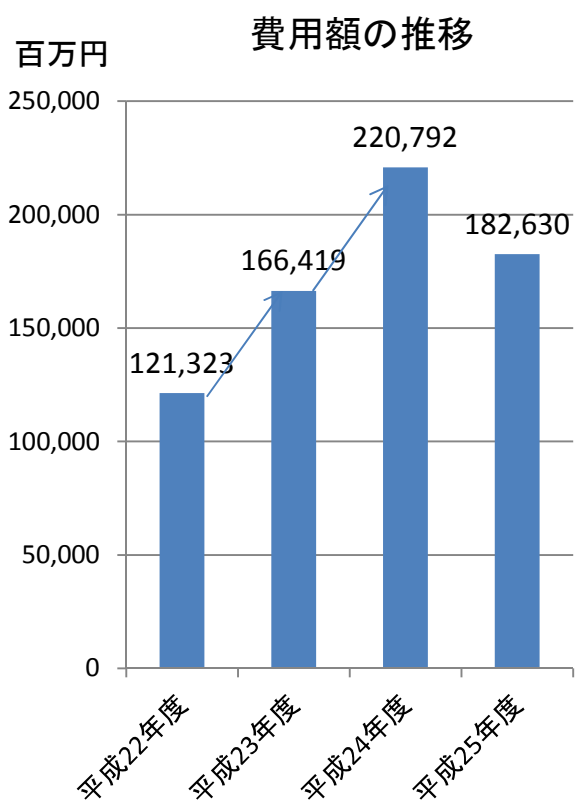

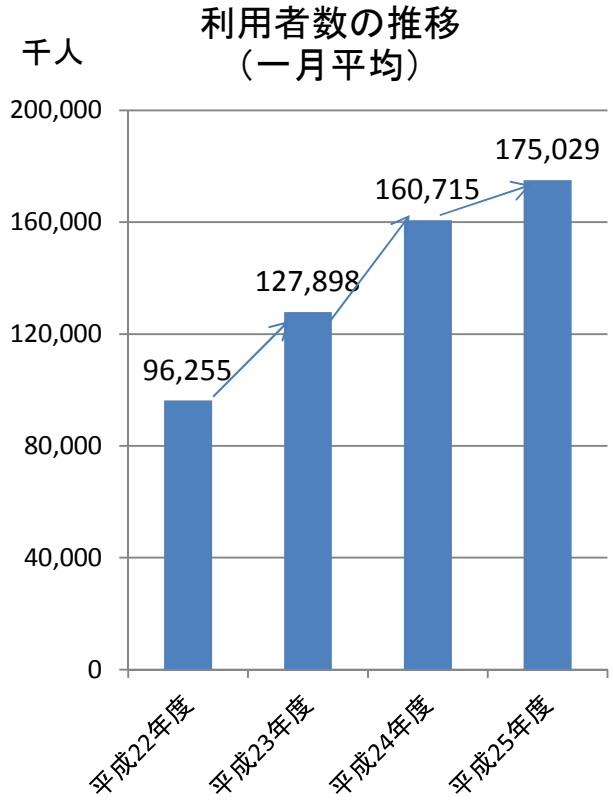

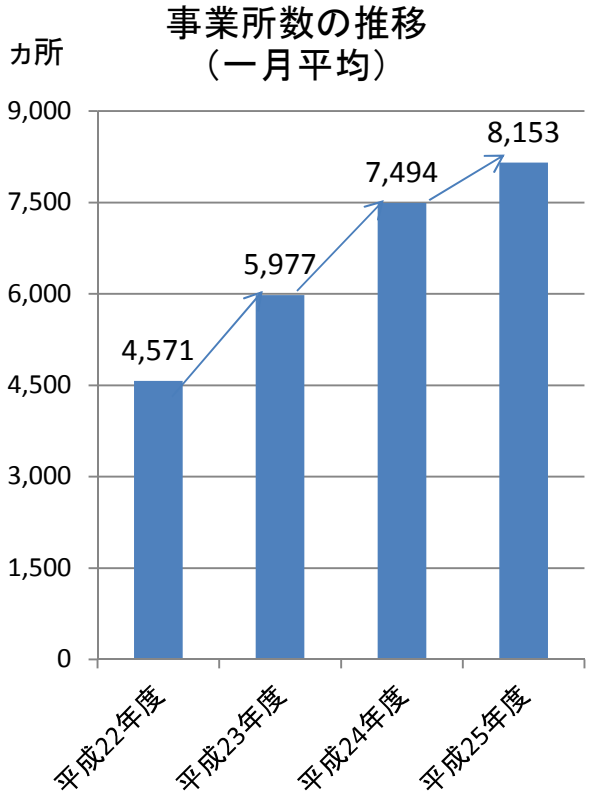

【出典】国保連データ（平成25年度は4月～12月までのデータ）

利用者の年齢階層別分布状況

○　年齢階層別に利用者の分布を見ると、60歳以上の利用者が約1割となっている。
○　利用者の年齢階層別の分布は、平成23年から大きな変化はないが、30歳未満の利用者が微増している。

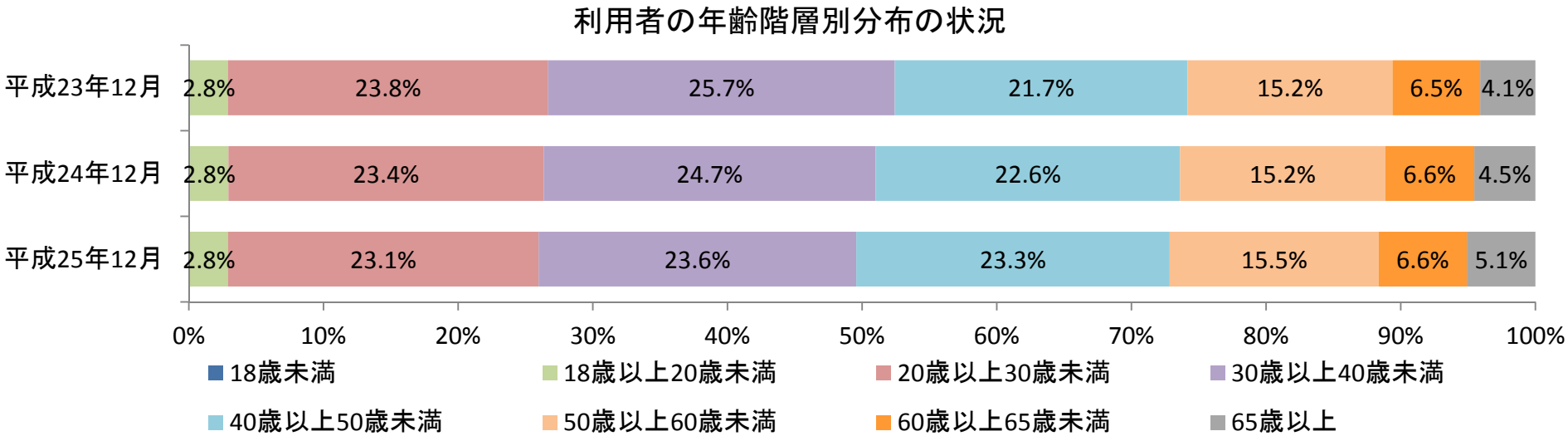

（単位：人）

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
H23.12	135	3,686	31,331	33,904	28,639	20,067	8,558	5,421	131,741
H24.12	161	4,609	37,951	39,974	36,664	24,702	10,727	7,362	162,150
H25.12	146	5,066	41,096	42,055	41,488	27,650	11,682	9,067	178,250

【出典】国保連データ

○ 就労継続支援B型の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	2.2%	300
初期加算	30単位/日	24.0%	9,222
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	1.0%	11,921
食事提供体制加算	42単位/日	52.5%	596,594
就労移行支援体制加算	13単位/日	5.6%	22,740
目標工賃達成加算	22単位、49単位/日	36.1%	400,688
目標工賃達成指導員配置加算	64～81単位/日	47.7%	1,273,316
訪問支援特別加算	187単位、280単位/回	3.2%	1,126
重度者支援体制加算	11～56単位/日	31.1%	350,979
福祉専門職員配置等加算	6単位、10単位/日	69.2%	178,167
欠席時対応加算	94単位/回	68.3%	90,521
医療連携体制加算	100～500単位/回	0.7%	4,413
施設外就労加算	100単位/回	17.8%	129,260
送迎加算	27単位/回	49.1%	531,156
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/回	0.1%	169
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	72.8%	327,972
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.0%	2,993

基本部分	15,963,208

合計	**19,894,745**

※出典：平成25年12月国保連データ

共同生活援助について

※　本年４月よりこれまでの共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されたが、直近の実績データが平成２５年１２月までしかないため、データに関して記載する「共同生活介護（ケアホーム）」「共同生活援助（グループホーム）」とは、特段断りのない限り一元化前のものを指す。

共同生活援助（介護サービス包括型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

■ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う
■ 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 世話人 6:1以上
■ 生活支援員 2.5:1 ～ 9:1

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

世話人4:1・障害程度区分6の場合[645単位]　　体験利用の場合[675単位～287単位]

世話人6:1・障害程度区分1以下の場合[181単位]

■ 主な加算

夜間支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）
→（Ⅰ）夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合　336単位～54単位
（Ⅱ）宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合　112単位～18単位
（Ⅲ）夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合　10単位

重度障害者支援加算
→区分6であって重度障害者等包括支援の対象者2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合　45単位

日中支援加算
→（Ⅰ）高齢又は重度（65歳以上又は障害支援区分4以上）の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合　539単位～270単位
（Ⅱ）利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合　539単位～135単位

医療連携体制加算（Ⅴ）
→医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合　39単位

○ 事業所数（ケアホーム） 4,595（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数（ケアホーム） 59,883（国保連平成25年12月実績）

外部サービス利用型共同生活援助

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

■ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
■ 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施
■ 利用者の個々のニーズに対応した食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供（外部の居宅介護事業所に委託）

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
■ 世話人 6:1以上（経過措置により10:1以上）

※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

世話人 4:1 [257単位] ～ 世話人10:1 [120単位]　　体験利用の場合[287単位]
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定[99単位～]

■ 主な加算

夜間支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）
→（Ⅰ）夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合　336単位～54単位
（Ⅱ）宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合　112単位～18単位
（Ⅲ）夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合　10単位

重度障害者支援加算
→区分6であって重度障害者等包括支援の対象者2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合　45単位

日中支援加算
→（Ⅰ）高齢又は重度（65歳以上又は障害支援区分4以上）の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合　539単位～270単位
（Ⅱ）利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合　539単位～135単位

医療連携体制加算（Ⅴ）
→医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合　39単位

○ 事業所数（グループホーム） 3,646（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数（グループホーム） 27,541（国保連平成25年12月実績）

共同生活介護（現：介護サービス包括型）の現状

【共同生活介護の現状】

○　共同生活介護の平成24年度費用額は約833億円であり、介護給付・訓練等給付費総額（約1兆4，440億円）の約5．8%を占めている。

○　総費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

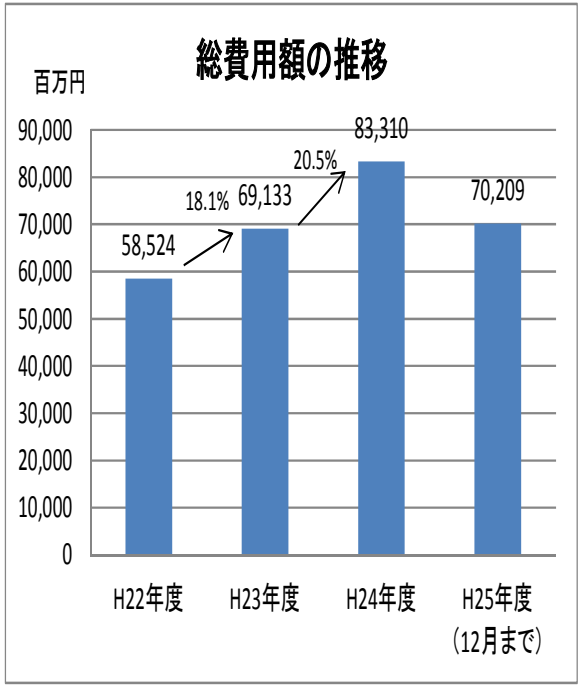

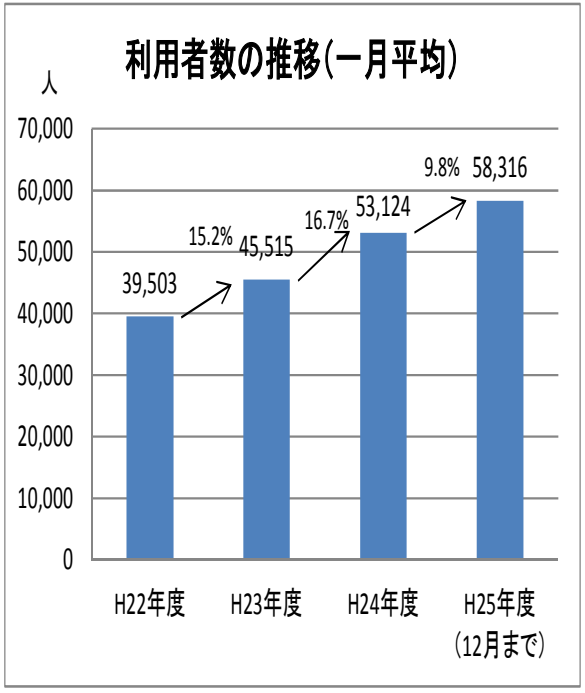

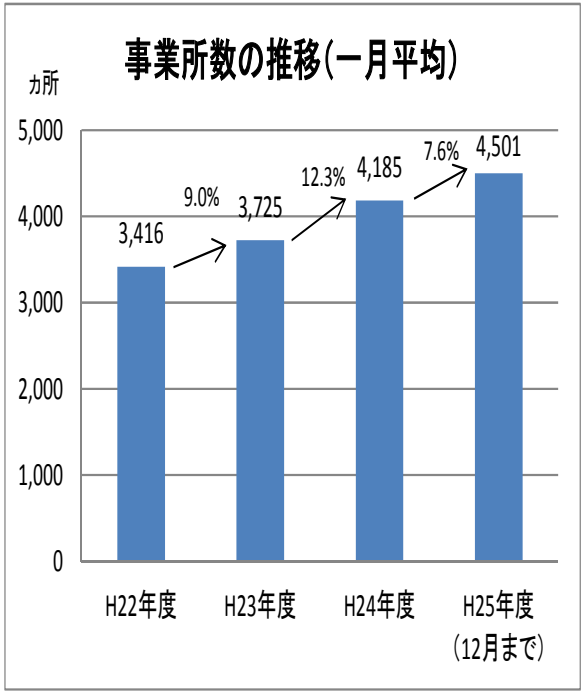

【共同生活介護の利用者の状況等】

○　区分2、区分3の利用者が約6割を占めている。

○　区分4以上の利用者の占める割合が、若干、増加している。

○　共同生活介護の利用者数（人）

障害程度区分	総数	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	59,826	17,529	19,023	12,004	6,575	4,695
割　合	100%	29.3%	31.8%	20.1%	11.0%	7.8%

※旧法区分、区分１以下を除く。

※出典：国保連データ（平成25年12月）

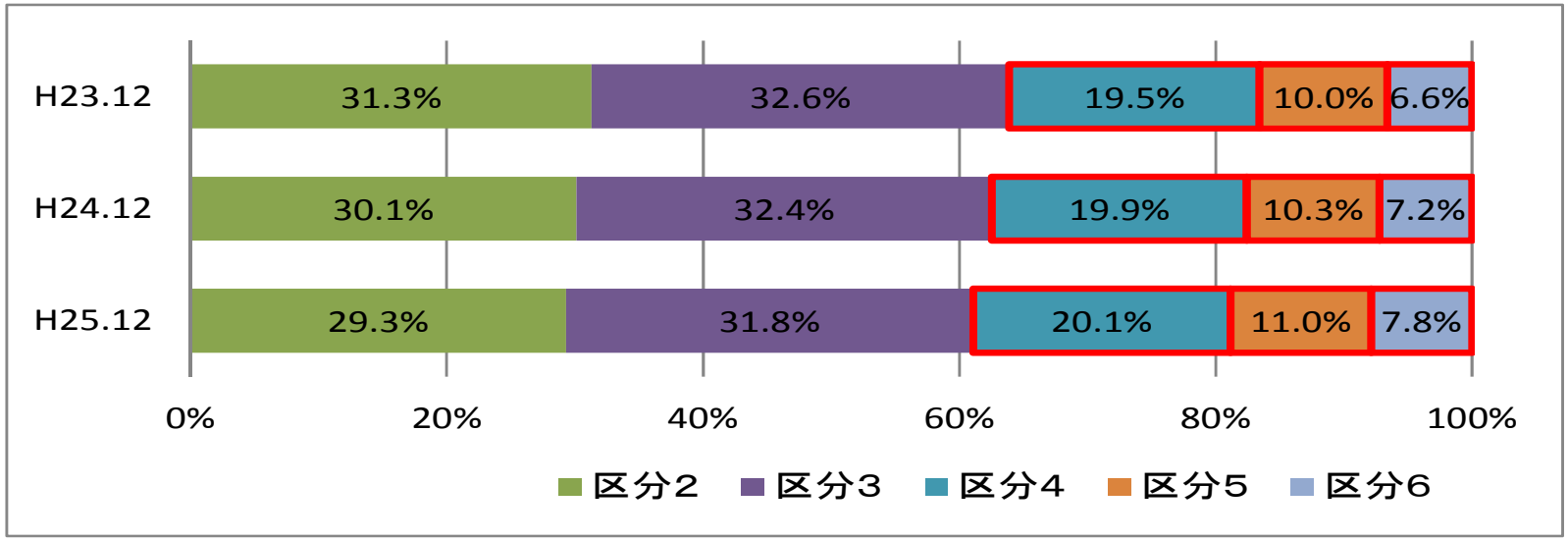

【共同生活介護の利用者の状況等（続き）】

○　30歳以上50歳未満の利用者が約5割を占めている。

○　30歳以上40歳未満、65歳以上の利用者の割合が増加している。

○　共同生活介護の利用者数（人）

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	59,883	44	759	8,570	12,466	14,858	11,490	6,003	5,693
割合	100%	0.1%	1.3%	14.3%	20.8%	24.8%	19.2%	10.0%	9.5%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

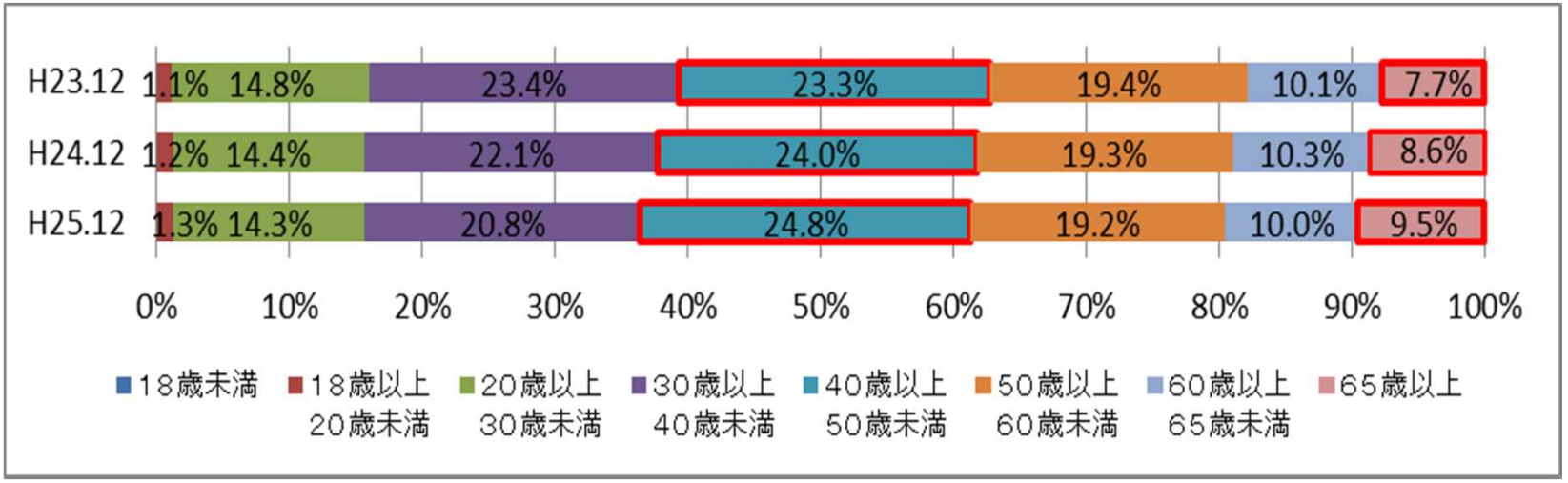

【共同生活介護の利用者の状況等（続き）】

○　知的障害の利用者が約8割を占めている。

○　障害種別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○　共同生活介護の利用者数（人）

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	59,883	4,795	46,318	8,758	8	4
割　合	100%	8.0%	77.3%	14.6%	0.0%	0.0%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

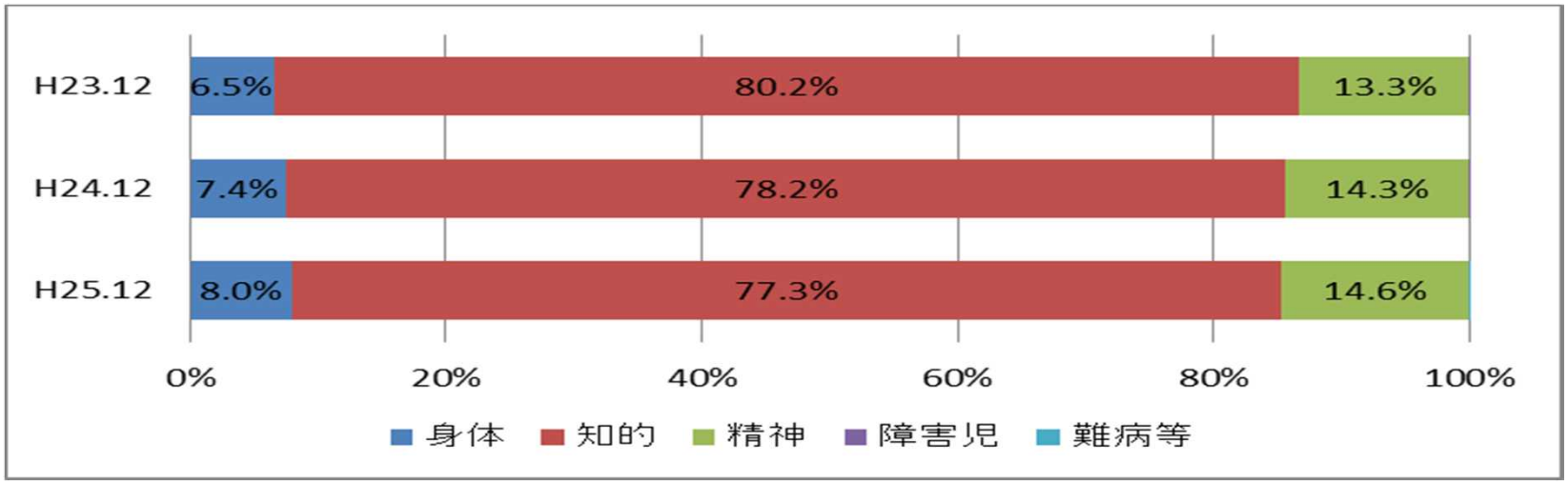

○ 共同生活介護の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額（千円）
自立生活支援加算	14単位／日	0.02%	23
日中支援加算	270単位～539単位／日	9.9%	25,958
夜間支援体制加算			
イ　夜間支援体制加算（Ⅰ）	5単位～314単位／日	97.0%	1,289,667
ロ　夜間支援体制加算（Ⅱ）	10単位／日	19.2%	32,293
入院時支援特別加算		9.2%	5,076
帰宅時支援加算	187単位～374単位／回	46.6%	32,417
長期入院時支援特別加算			
イ　ロ以外	122単位／日	7.7%	12,759
ロ　経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	76単位／日	0.0%	0
長期帰宅時支援加算			
イ　ロ以外	40単位／日	9.1%	5,112
ロ　経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	25単位／日	0.0%	0
重度障害者支援加算	45単位／日	3.9%	29,016
福祉専門職員配置等加算			
イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	7単位／日	19.0%	26,621
ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	4単位／日	23.2%	22,136
医療連携体制加算			
イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日	1.0%	2,138
ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日	1.1%	6,074
ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日	0.1%	152
ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日	0.2%	417
地域生活移行個別支援特別加算	670単位／日	1.7%	31,223
通勤者生活支援加算	18単位／日	4.0%	11,739
福祉・介護職員処遇改善加算			
イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき＋所定単位数×30／1000	74.8%	193,171
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき＋イの90／1000	1.1%	1,831
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき＋イの80／1000	1.3%	1,332
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき＋所定単位数×10／1000	1.9%	1,781

基本部分	6,261,690

合計	**7,992,626**

※出典：平成25年12月国保連データ

共同生活援助（現：外部サービス利用型共同生活援助）の現状

【共同生活援助の現状】
○　共同生活援助の平成２４年度費用額は約２１４億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約１．５%を占めている。
○　総費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

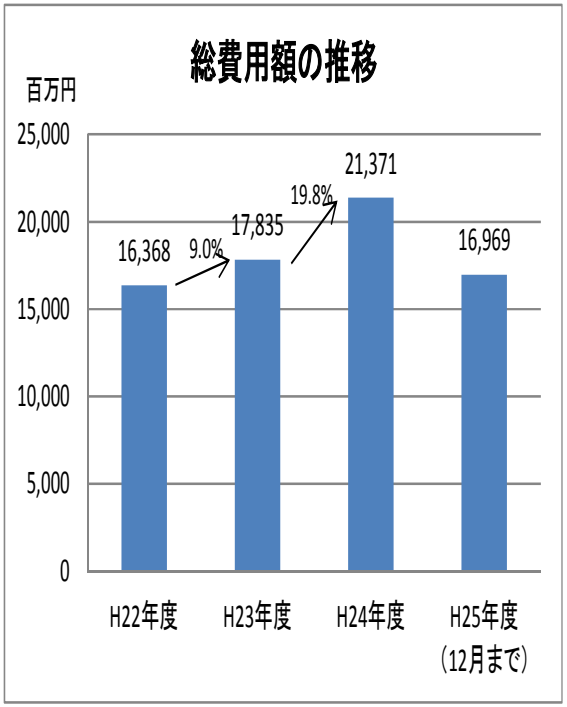

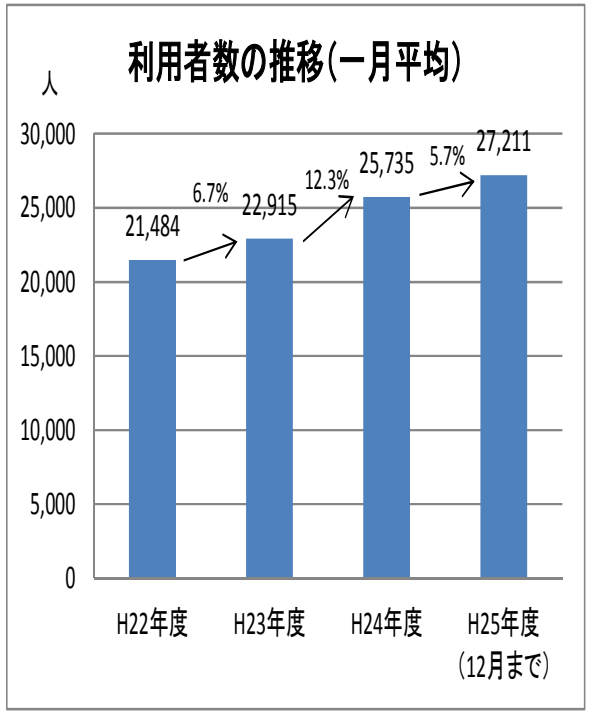

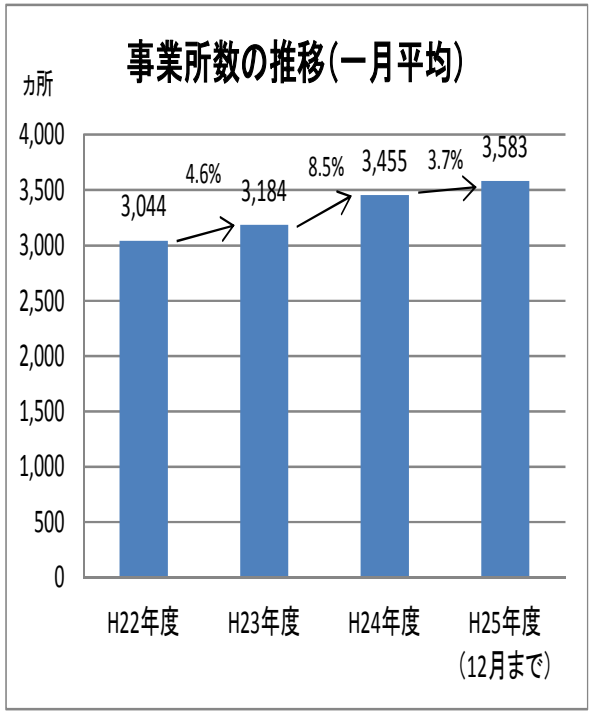

【共同生活援助の利用者の状況等】

○　区分なしの利用者が7割を占めている。

○　区分2以上の利用者の割合が、若干、増加している。

○　共同生活援助の利用者数（人）

障害程度区分	総数	区分なし	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	27,518	19,711	4,116	2,076	1,148	376	78	13
割　合	100%	71.6%	15.0%	7.5%	4.2%	1.4%	0.3%	0.0%

※旧法区分を除く。

※出典：国保連データ（平成25年12月）

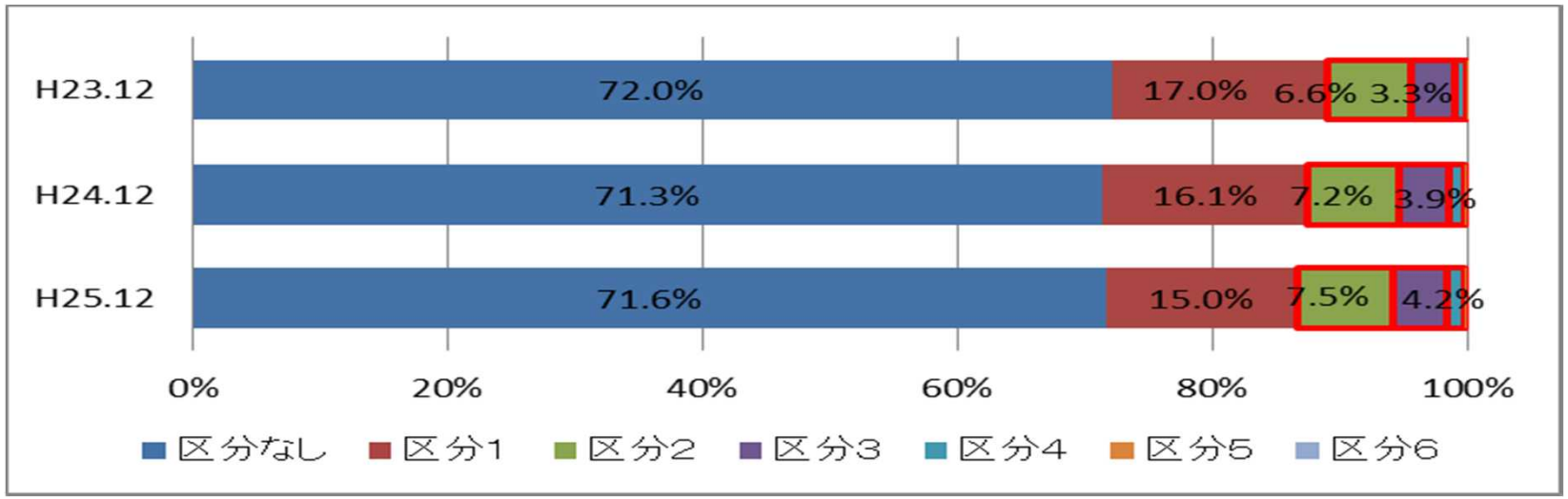

【共同生活援助の利用者の状況等（続き）】

○　40歳以上60歳未満の利用者が約4割を占めている。

○　65歳以上の利用者の割合が、若干、増加している。

○　共同生活援助の利用者数（人）

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	27,541	30	525	3,546	4,808	5,901	6,256	3,356	3,119
割合	100%	0.1%	1.9%	12.9%	17.5%	21.4%	22.7%	12.2%	11.3%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

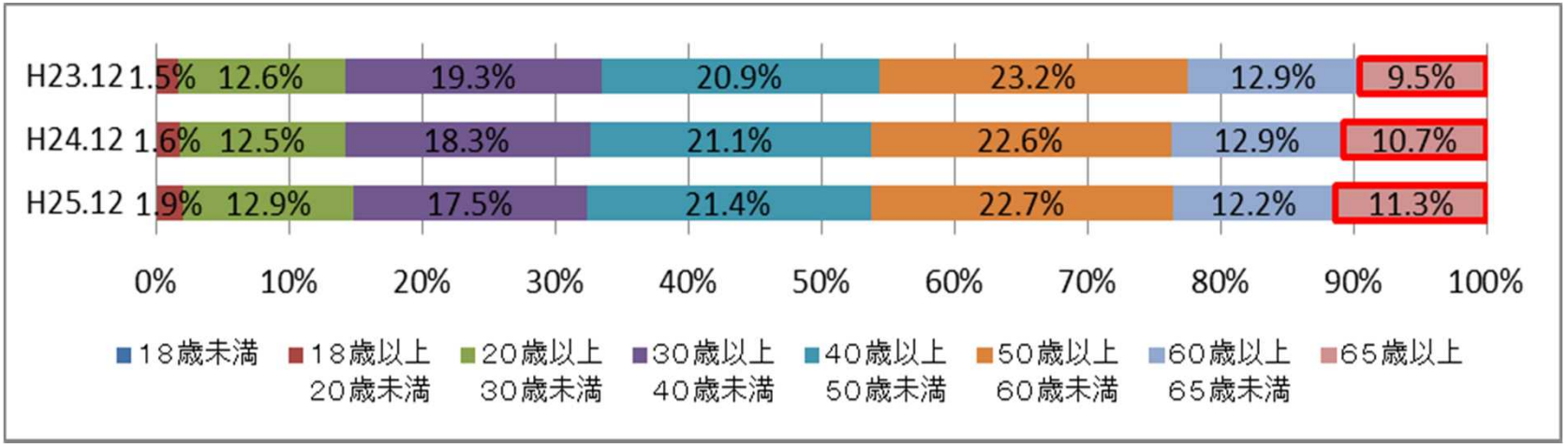

【共同生活援助の利用者の状況等（続き）】

○　知的障害、精神障害の利用者が約5割ずつを占めている。

○　障害種別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○　共同生活援助の利用者数（人）

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	27,541	896	13,067	13,570	4	4
割　合	100.0%	3.3%	47.4%	49.3%	0.0%	0.0%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

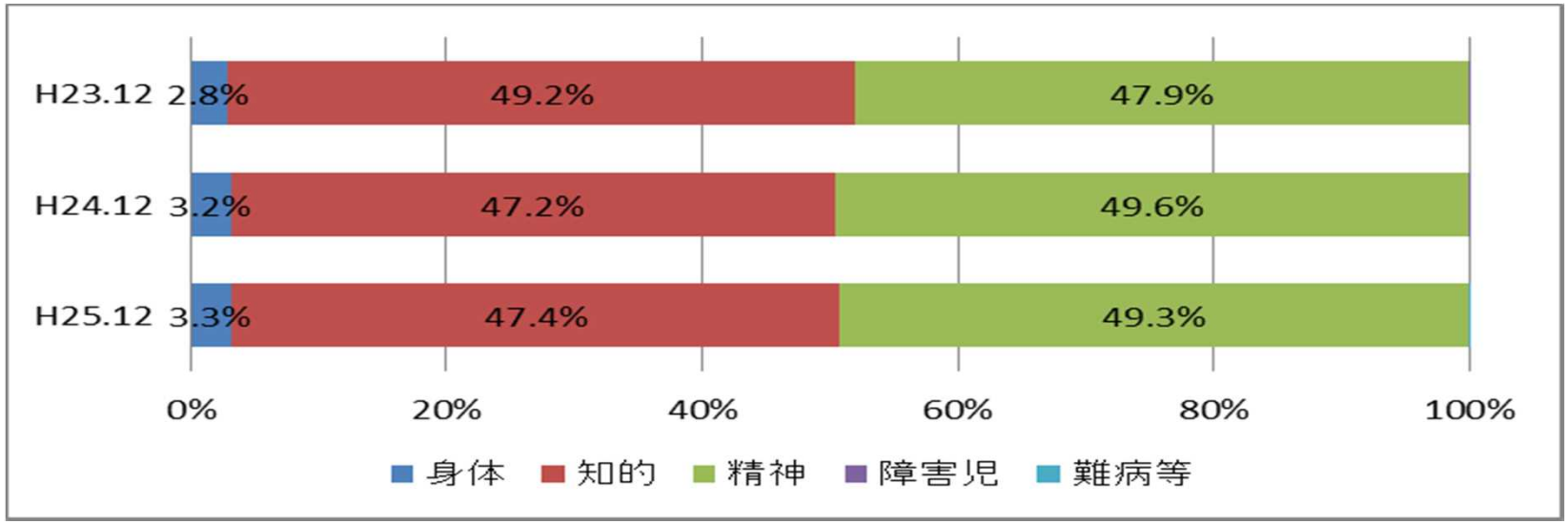

○ 共同生活援助の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

		単位数	加算取得率	費用額（千円）
自立生活支援加算		14単位／日	0.1%	37
日中支援加算		270単位／日	4.8%	7,257
入院時支援特別加算		561単位～1122単位／回	10.1%	5,628
帰宅時支援加算		187単位～374単位／回	23.0%	5,339
長期入院時支援特別加算		76単位／日	5.3%	5,333
長期帰宅時支援加算		25単位／日	1.5%	299
夜間防災・緊急時支援体制加算				
	イ　夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）	12単位～25単位／日	46.5%	78,351
	ロ　夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）	10単位／日	48.9%	45,661
福祉専門職員配置等加算				
	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	7単位／日	17.2%	11,737
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	4単位／日	22.9%	8,999
医療連携体制加算				
	イ　医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日	0.4%	993
	ロ　医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日	0.4%	1,128
	ハ　医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日	0.0%	0
	ニ　医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日	0.0%	127
地域生活移行個別支援特別加算		670単位／日	2.1%	21,430
通勤者生活支援加算		18単位／日	9.0%	12,736
福祉・介護職員処遇改善加算				
	イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき＋所定単位数×69／1000	60.1%	77,686
	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき＋イの90／1000	1.5%	2,261
	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき＋イの80／1000	1.2%	1,130
福祉・介護職員処遇改善特別加算		1月につき＋所定単位数×23／1000	1.7%	1,019

基本部分	1,633,791

合計	**1,920,941**

※出典：平成25年12月国保連データ

計画相談支援について

計画相談支援

○ 対象者

■ 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者）
■ 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

※ 計画相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年3月末までに原則として全ての障害福祉サービス等を利用する障害者等とする。

○ サービス内容

【サービス利用支援】
■ 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
■ 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】
■ 障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
■ サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

■ 相談支援専門員

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

サービス利用支援	1,606単位／月
継続サービス利用支援	1,306単位／月

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算） →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	利用者負担上限管理加算（150単位／回） ※月1回を限度 →事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

○ 請求事業所数 3,751（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数 47,681（国保連平成25年12月実績）

計画相談支援の現状

【計画相談支援の利用状況】

○　計画相談支援の費用額は平成25年度（4月～12月まで）で約52億円である。

○　費用額、利用者数、事業所数について、昨年度比で大きな伸びを示している。

○　サービス等利用計画作成済人数について、対象拡大に向けた経過措置期間（平成24年4月～平成27年3月）であり、平成25年12月から平成26年3月の四半期で、33．4%の伸びを示している。

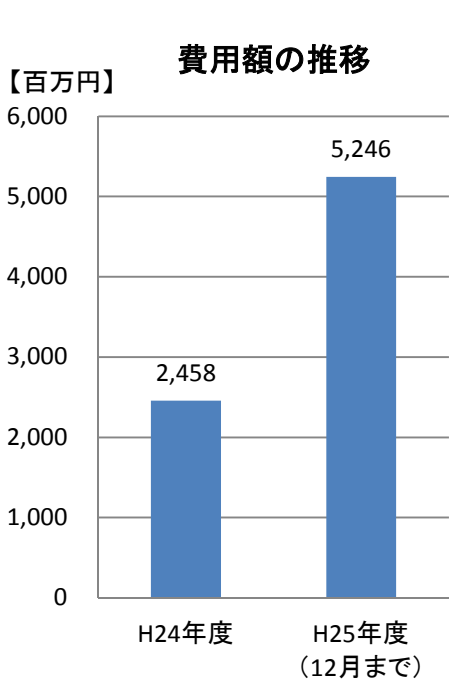

※出典：国保連データ

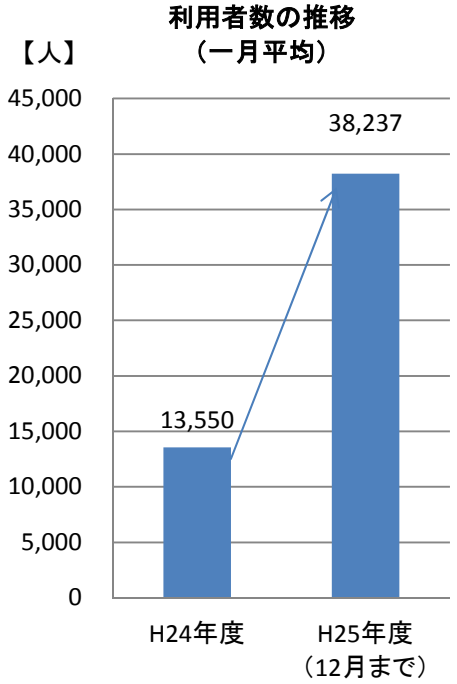

※出典：国保連データ

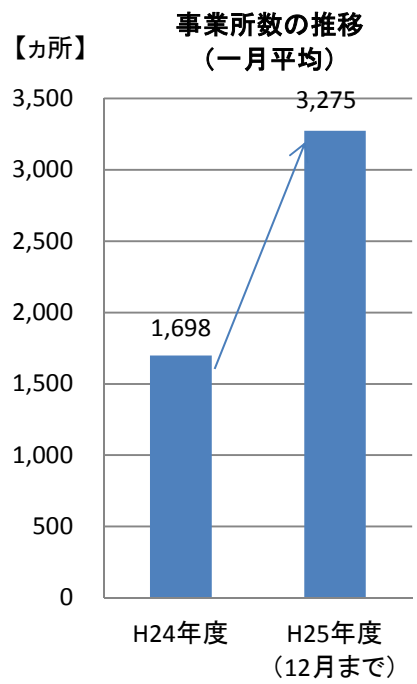

※出典：国保連データ

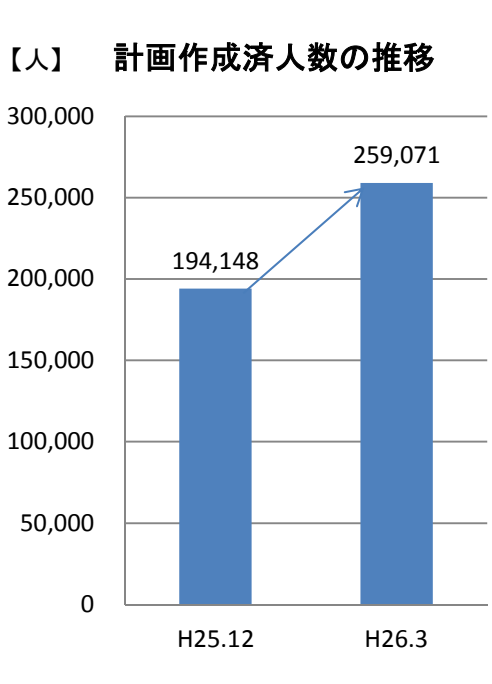

※出典：厚生労働省障害福祉課調べ

【計画相談支援の利用状況】
○　障害程度区分について、計画相談支援の利用者は、区分2・3の者が約5割を占める。
○　計画相談支援の利用者の年齢階層は、障害福祉サービス全体とほぼ同様。

○　障害福祉サービス及び計画相談支援利用者の障害程度区分の割合（平成25年12月）

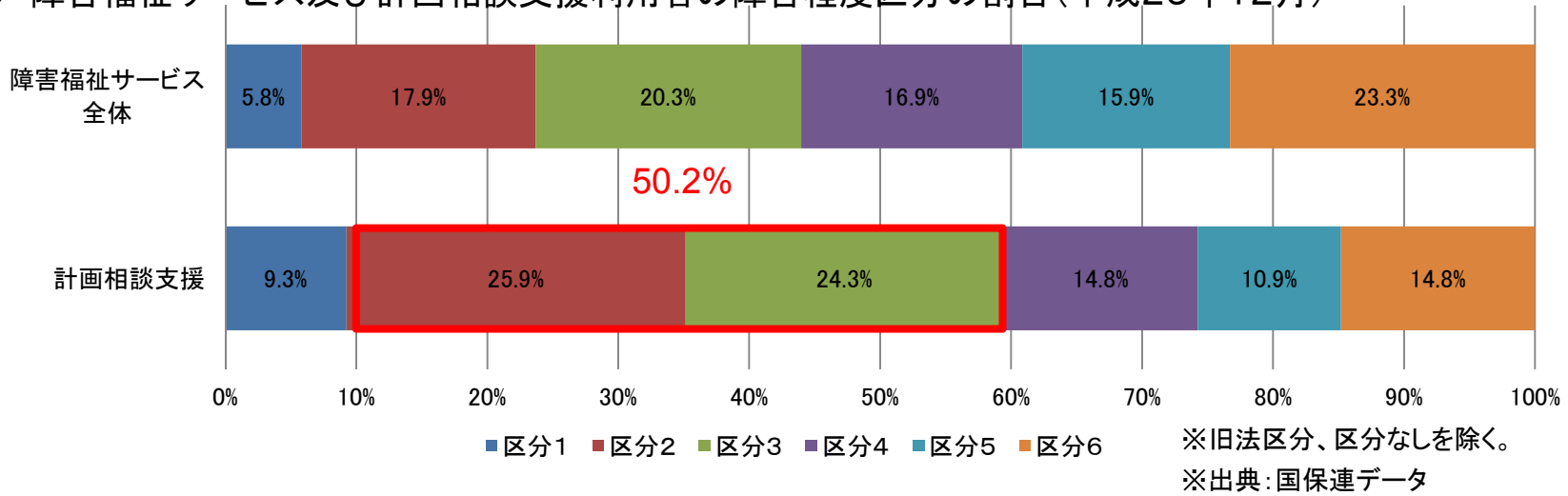

※旧法区分、区分なしを除く。
※出典：国保連データ

○　障害福祉サービス及び計画相談支援利用者の年齢階層の割合（平成25年12月）

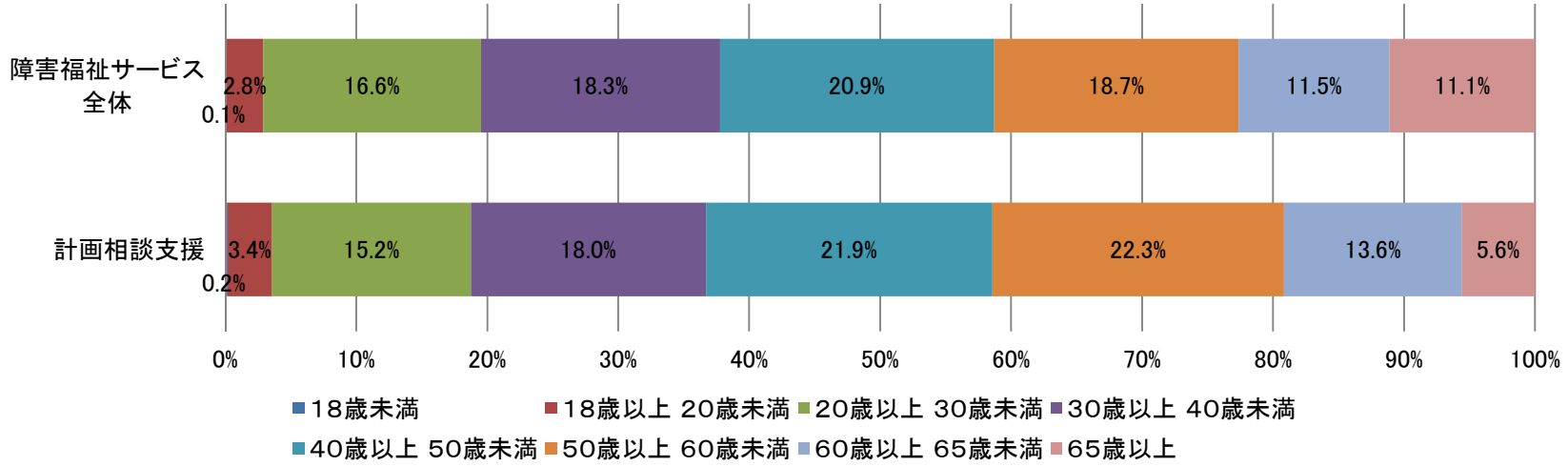

○ 計画相談支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
利用者負担上限管理加算	150単位/月	3.4%	251
特別地域加算	1月につき＋所定単位数×15%	31.2%	22,535

基本部分	699,202

合計	**721,988**

※出典：平成25年12月国保連データ

障害児相談支援ついて

障害児相談支援

○ 対象者

■ 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児（の保護者）

※ 障害児相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年3月末までに原則として全ての障害児通所支援を利用する障害児とする。

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】
- ■ 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- ■ 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】
- ■ 障害児通所支援の利用状況等の検証（モニタリング）
- ■ サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

■ 相談支援専門員

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

障害児支援利用援助	1,606単位／月
継続障害児支援利用援助	1,306単位／月

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算） →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	利用者負担上限管理加算（150単位／回） ※月1回を限度 →事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

○ 請求事業所数　1,259（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　8,639（国保連平成25年12月実績）

障害児相談支援の現状

【障害児相談支援の利用状況】

○　障害児相談支援の費用額は平成25年度（4月～12月まで）で約11億円である。

○　費用額、利用者数、事業所数について、昨年度比で大きな伸びを示している。

○　障害児相談利用計画作成済人数について、対象拡大に向けた経過措置期間（平成24年4月～平成27年3月）であり、平成25年12月から平成26年3月の四半期で、31．8%の伸びを示している。

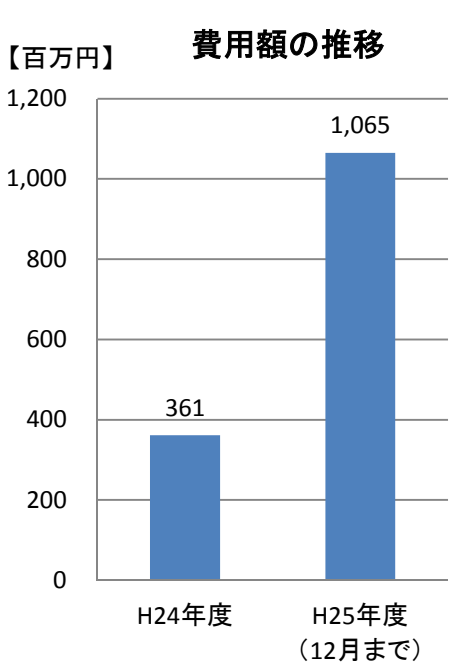

※出典：国保連データ

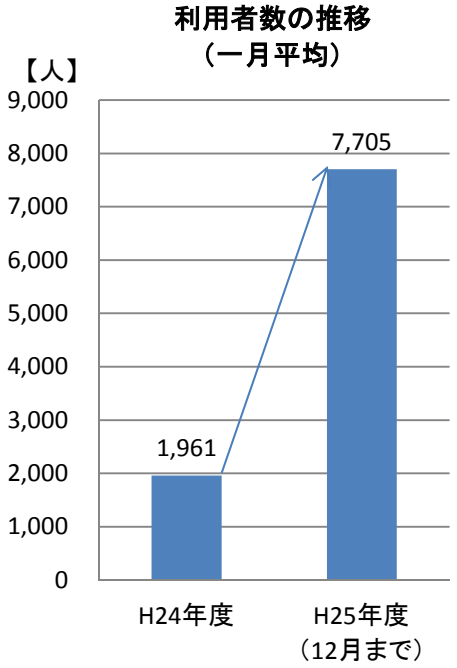

※出典：国保連データ

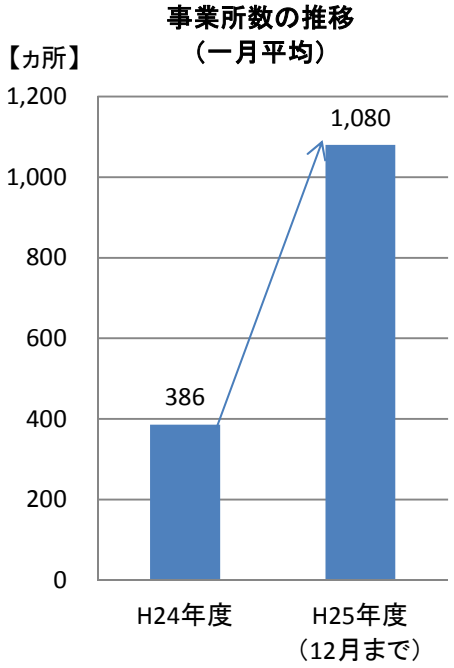

※出典：国保連データ

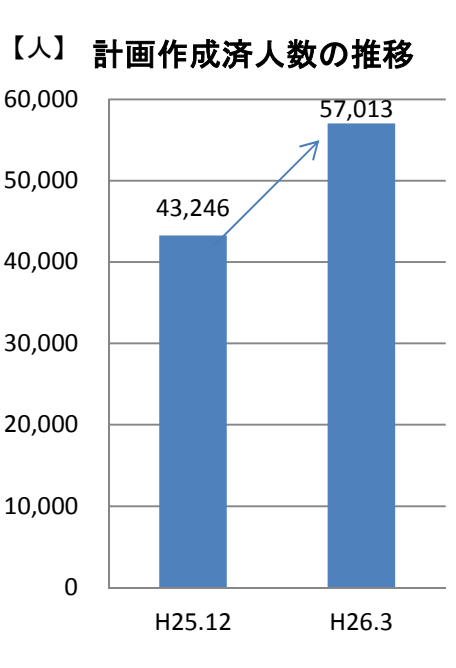

※出典：厚生労働省障害福祉課調べ

○　障害児相談支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
利用者負担上限管理加算	150単位/月	4.1%	238
特別地域加算	1月につき＋所定単位数×15%	26.7%	3,559
基本部分			124,905
合計			**128,702**

※出典：平成25年12月国保連データ

地域移行支援について

地域移行支援

○ 対象者

■ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

■ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
※ 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象。

○ サービス内容

■住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
■地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

○ 主な人員配置

■ 従業者
・1人以上は相談支援専門員であること。
■ 管理者

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬		
・ 地域移行支援サービス費	2,313単位／月（毎月算定。少なくとも月2回以上面接・同行による支援が要件。）	
■ 主な加算		
特別地域加算（15%加算） →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	集中支援加算（500単位） →退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に月ごとに加算	退院・退所月加算（2，700単位） →退院・退所する月に加算

○ 事業所数

269（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数

525（国保連平成25年12月実績）

地域移行支援の現状

【地域移行支援の現状】

○　地域移行支援の平成２４年度費用額は、約１．５億円となっている。

○　利用者数及び事業所数については、増加している。

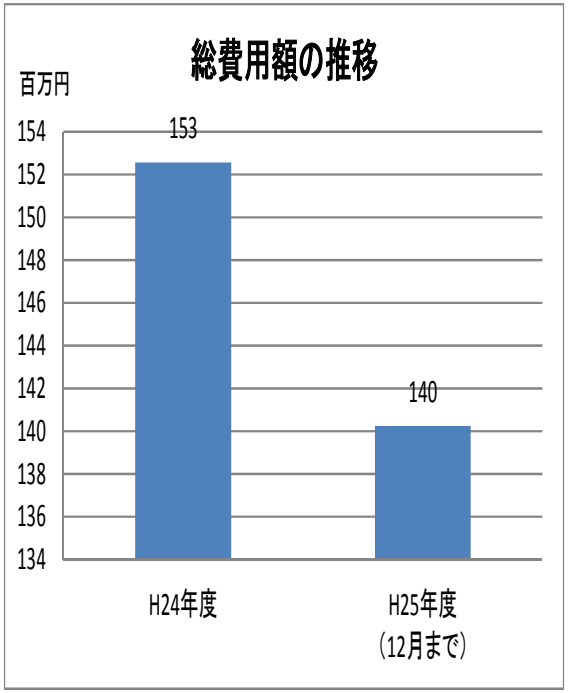

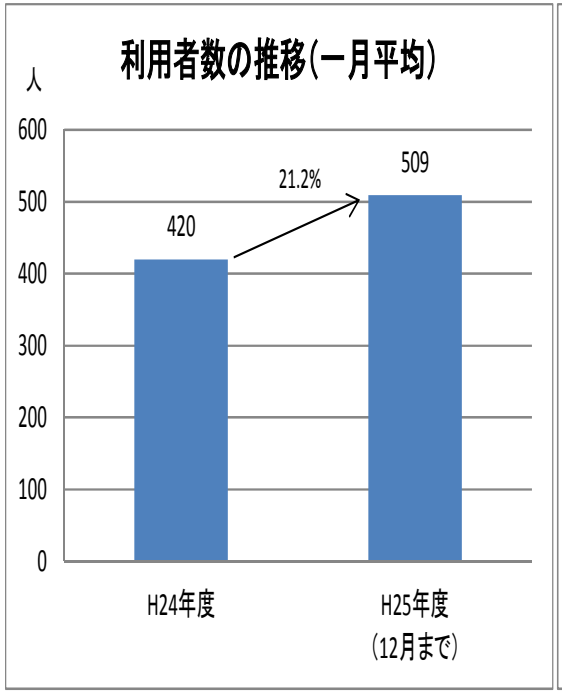

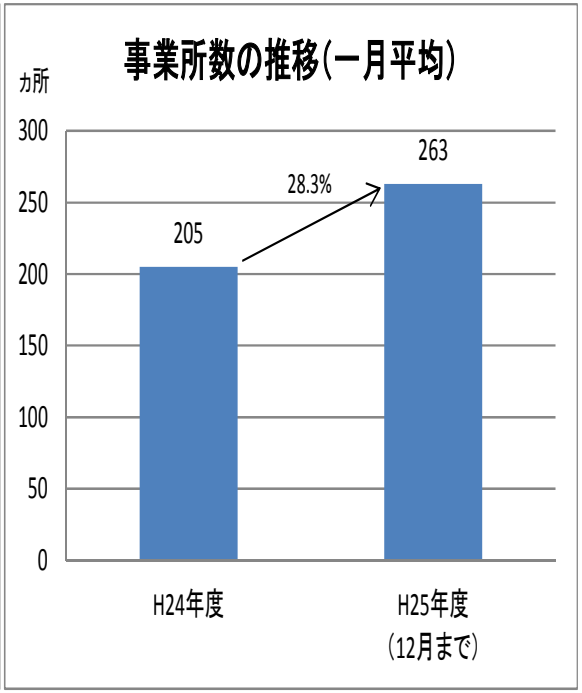

※出典：国保連データ

【地域移行支援の利用者の状況等】

○　区分なしの利用者が約5割を占めている。

○　区分2、区分3の利用者の占める割合が増加している。

○　地域移行支援の利用者数（人）

障害程度区分	総数	区分なし	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	525	246	28	103	85	33	17	13
割　合	100%	46.9%	5.3%	19.6%	16.2%	6.3%	3.2%	2.5%

※旧法区分を除く。

※出典：国保連データ（平成25年12月）

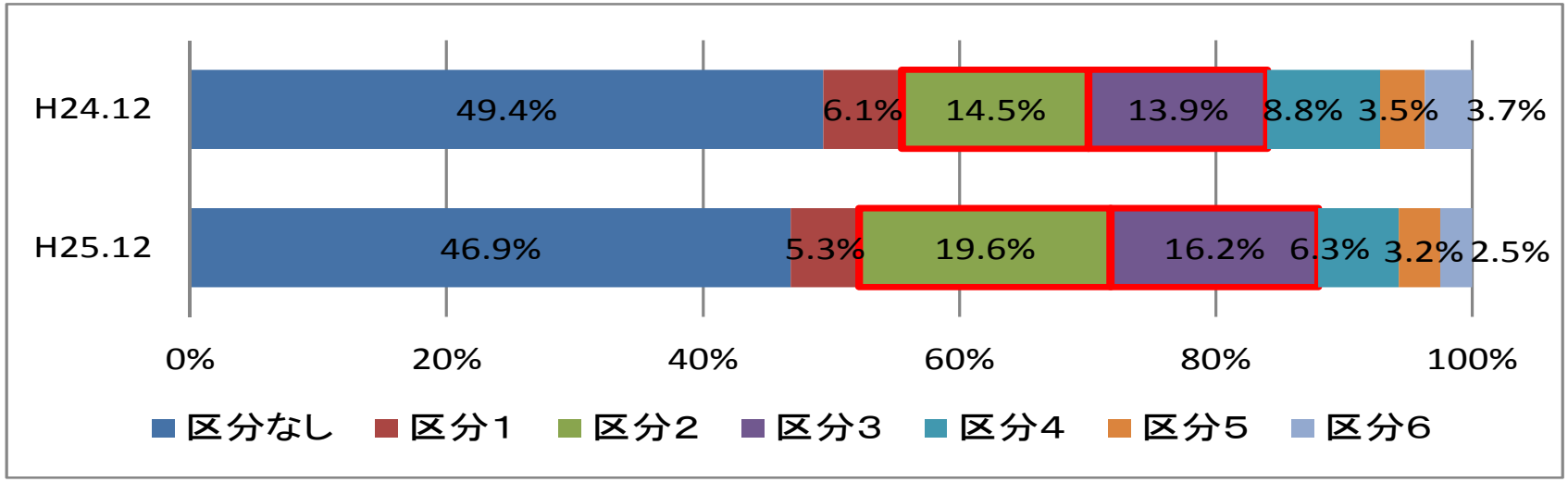

【地域移行支援の利用者の状況等（続き）】

○　40歳以上60歳未満の利用者が約5割を占めている。

○　40歳以上50歳未満の利用者の占める割合が増加している。

○地域移行支援の利用者数（人）

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	525	0	8	37	72	134	142	89	43
割合	100%	0.0%	1.5%	7.0%	13.7%	25.5%	27.0%	17.0%	8.2%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

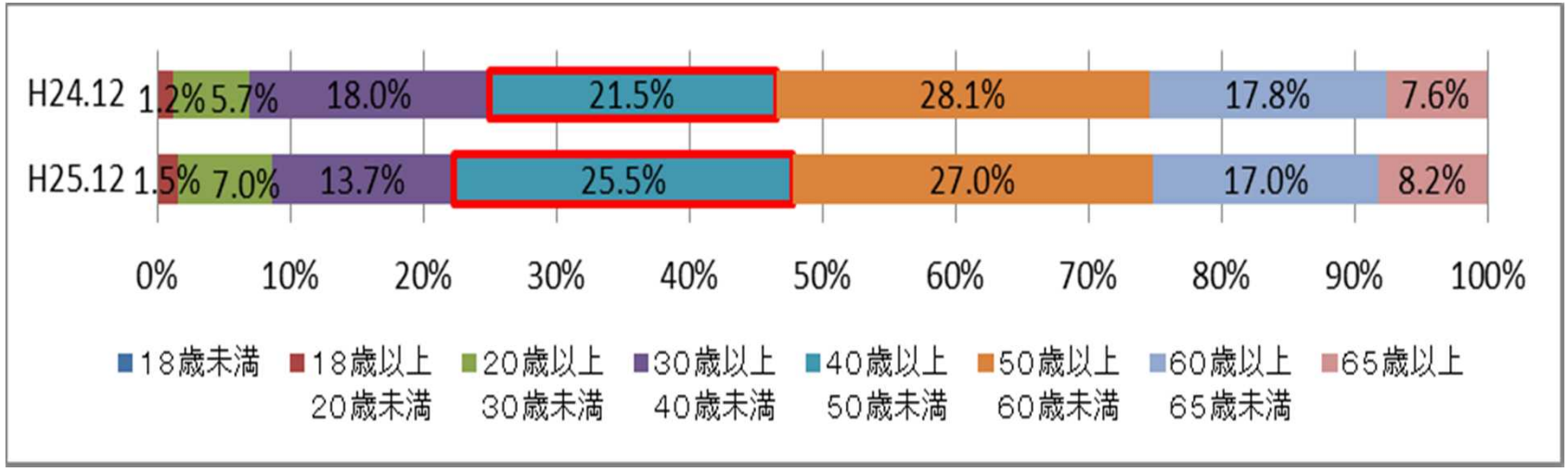

【地域移行支援の利用者の状況等（続き）】

○　精神障害の利用者が約8割を占めている。

○　障害種別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○　地域移行支援の利用者数（人）

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	525	30	68	427	0	0
割　合	100%	5.7%	13.0%	81.3%	0.0%	0.0%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

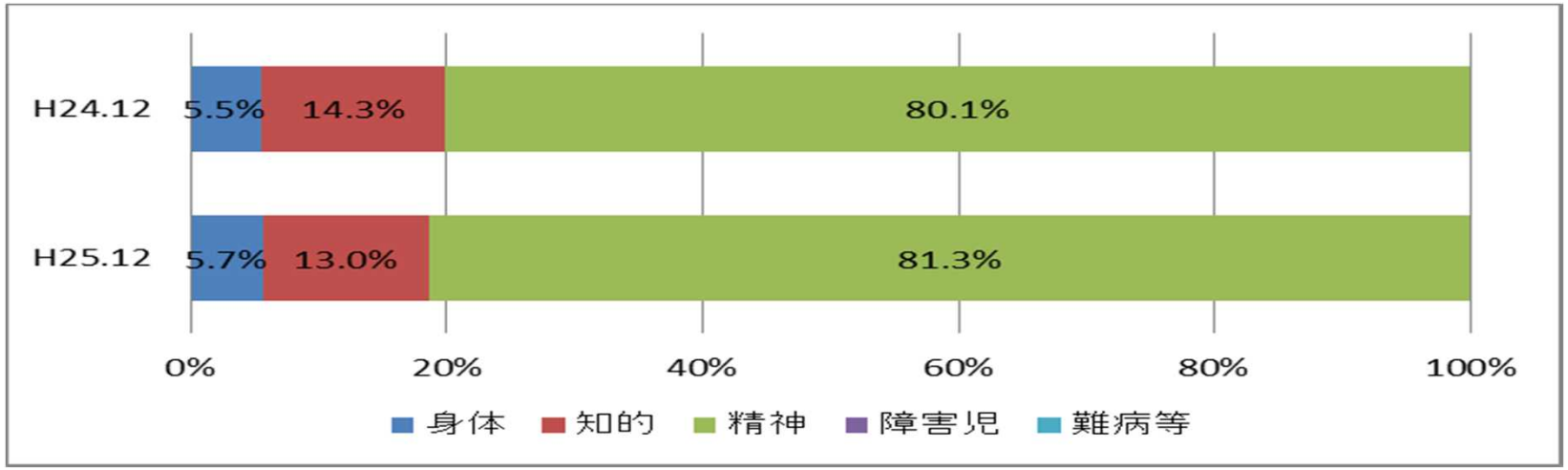

○　地域移行支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額（千円）
特別地域加算	1月につき＋所定単位数×15／1000	20.1%	287
集中支援加算	500単位／月	13.8%	343
退院・退所月加算	2700単位／月	11.9%	1,004
障害福祉サービスの体験利用加算	300単位／日	12.6%	451
体験宿泊加算			
イ　体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位／日	8.2%	293
ロ　体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位／日	8.6%	851

基本部分	12,346

合計	**15,575**

※出典：平成25年12月国保連データ

地域定着支援について

地域定着支援

○ 対象者

■以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

① 居宅において単身で生活する障害者

② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。

※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

○ サービス内容

■常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談

■障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援

○ 主な人員配置

■ 従業者

・1人以上は相談支援専門員であること。

■ 管理者

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬
地域定着支援サービス費 ［体制確保分］ 301単位／月（毎月算定） ［緊急時支援分］703単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
■ 主な加算
特別地域加算（15%加算） →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○ 事業所数 327（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数 1,635（国保連平成25年12月実績）

地域定着支援の現状

【地域定着支援の現状】

○　地域定着支援の平成２４年度費用額は、約６千万円となっている。

○　利用者数及び事業所数については、増加している。

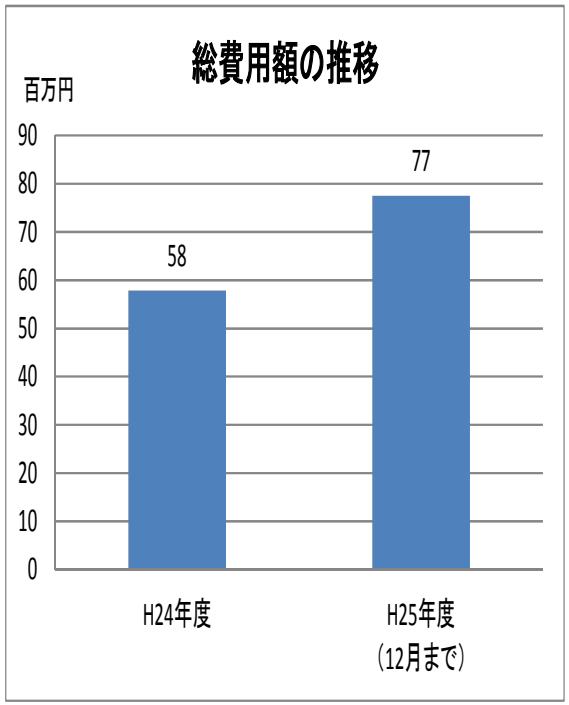

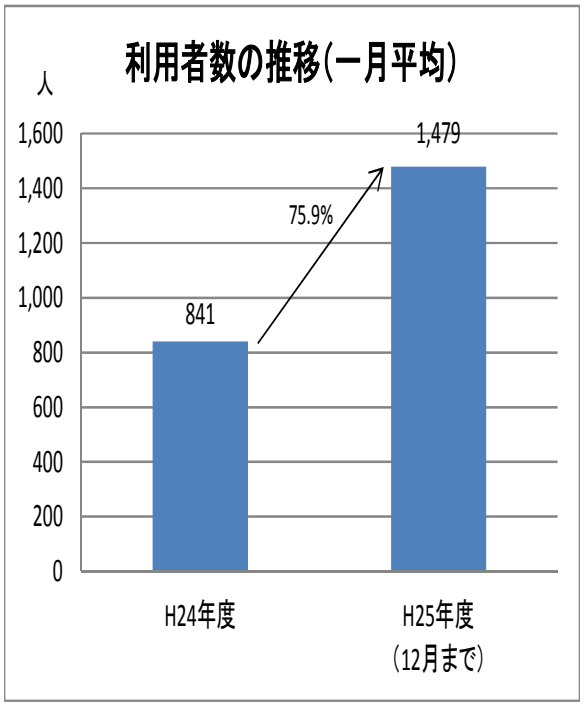

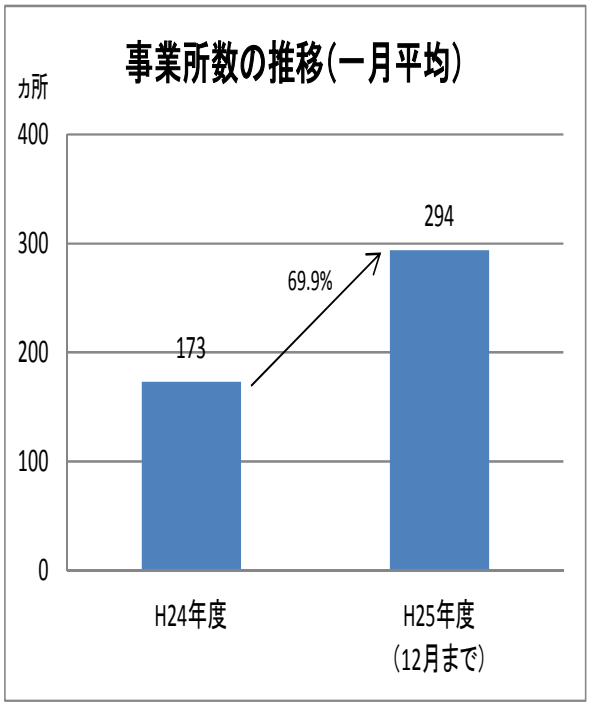

※出典：国保連データ

【地域定着支援の利用者の状況等】

○　区分2、区分3の利用者が約5割を占めている。

○　区分2、区分3の利用者の占める割合が、若干、増加している。

○　地域定着支援の利用者数（人）

障害程度区分	総数	区分なし	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	1,635	271	205	505	392	133	57	72
割　合	100%	16.6%	12.5%	30.9%	24.0%	8.1%	3.5%	4.4%

※旧法区分を除く。

※出典：国保連データ（平成25年12月）

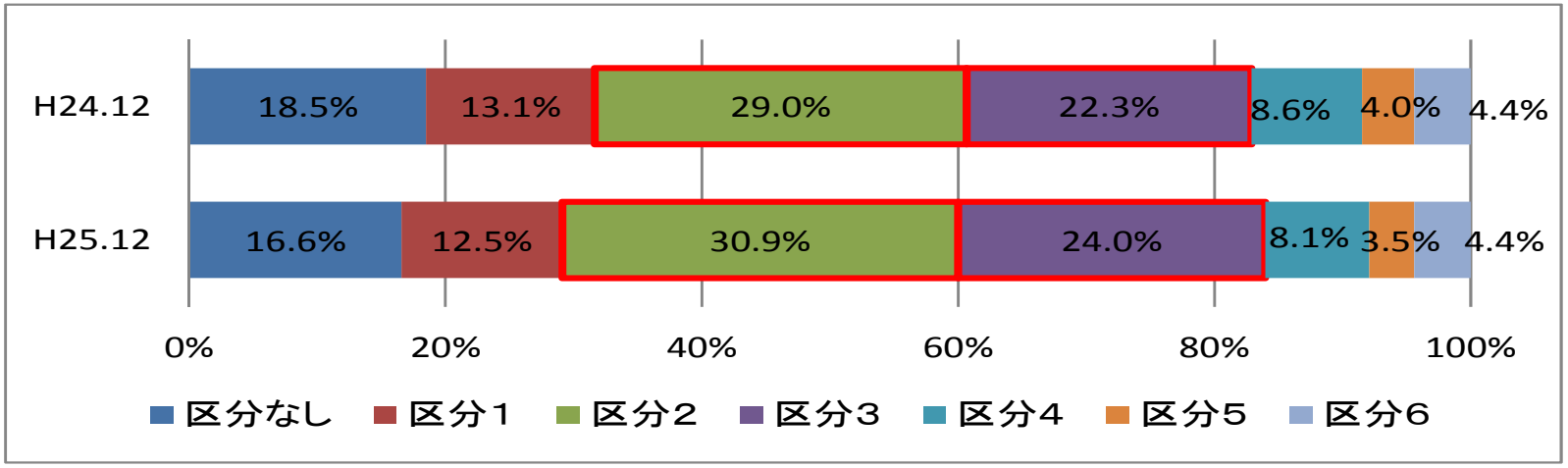

【地域定着支援の利用者の状況等（続き）】

○　40歳以上60歳未満の利用者が約5割を占めている。

○　60歳以上の利用者の割合が増加している。

○　地域定着支援の利用者数（人）

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	1,635	3	12	148	263	389	457	255	108
割合	100%	0.2%	0.7%	9.1%	16.1%	23.8%	28.0%	15.6%	6.6%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

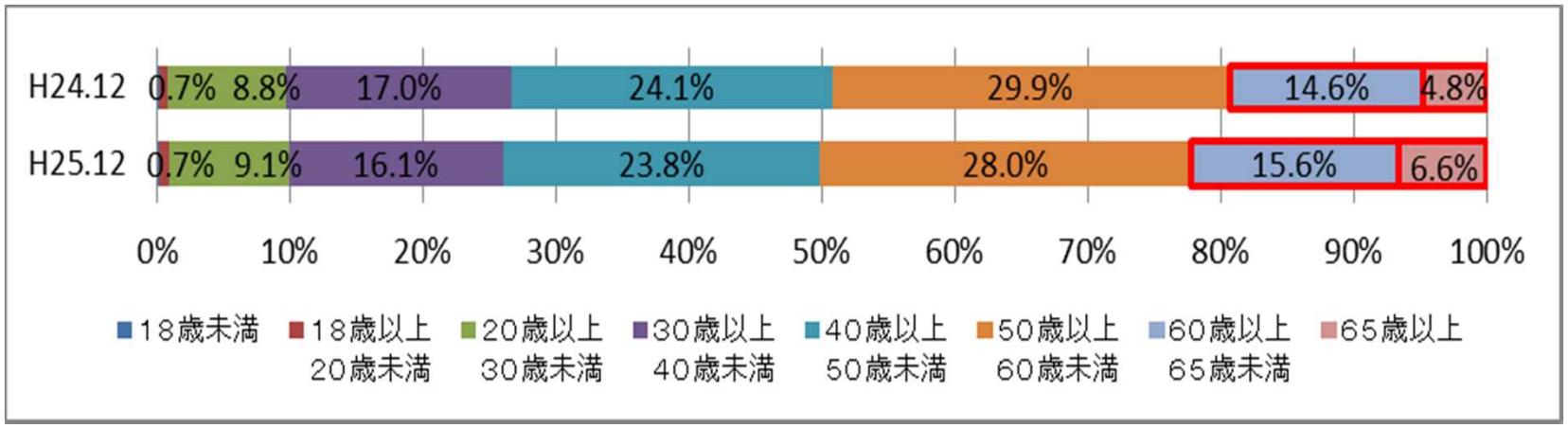

【地域定着支援の利用者の状況等（続き）】

○　精神障害の利用者が約5割を占めている。

○　障害種別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○　地域定着支援の利用者数（人）

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	1,635	264	522	847	1	1
割　合	100%	16.1%	31.9%	51.8%	0.1%	0.1%

※出典：国保連データ（平成25年12月）

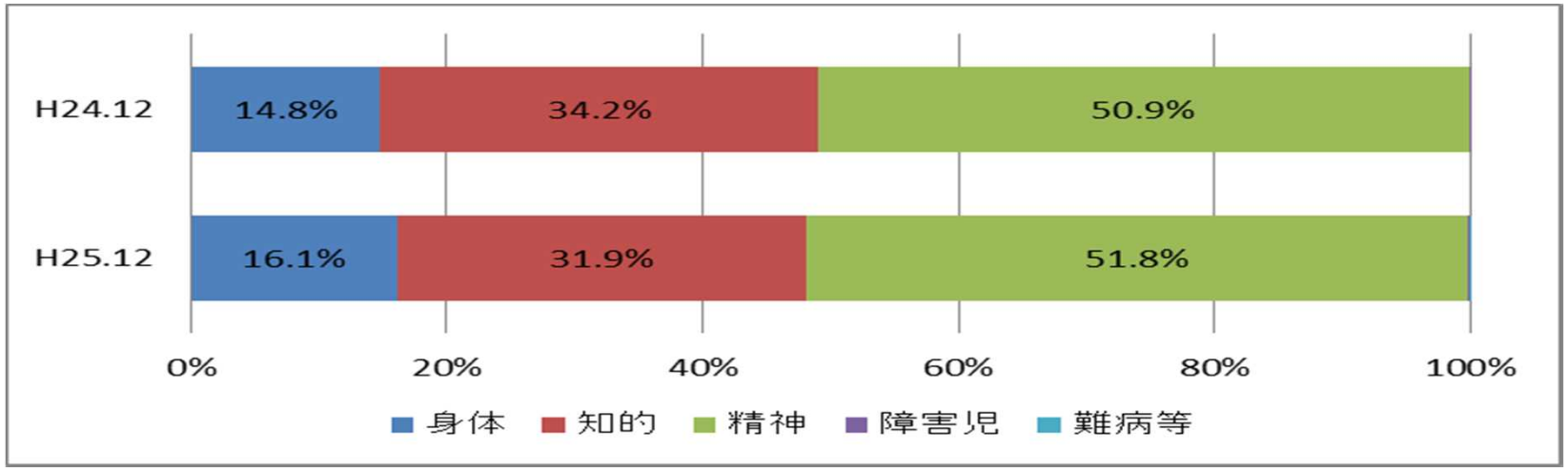

○　地域定着支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
特別地域加算	1月につき＋所定単位数×15／1000	21.4%	146

基本部分	9,495

合計	**9,641**

※出典：平成25年12月国保連データ

福祉型障害児入所について

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

■　障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■　児童指導員及び保育士
- ・主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設　4.3:1以上
- ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
  - 乳児又は幼児　4:1以上
  - 少年　5:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設　3.5:1以上
- ・児童指導員　1人以上
- ・保育士　1人以上

■　児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■　主として知的障害児を入所させる施設（利用定員に応じた単位を設定）　441～737単位

■　主として自閉症児を入所させる施設（利用定員に応じた単位を設定）　568～732単位

■　主として盲児を入所させる施設（利用定員に応じた単位を設定）　417～1,436単位

■　主としてろうあ児を入所させる施設（利用定員に応じた単位を設定）　416～1,426単位

■　主として肢体不自由児を入所させる施設（利用定員に応じた単位を設定）　678～712単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（7～148単位）
→　児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算（240単位）
→　障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算（4又は7単位）
→　①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数　186（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　1,899（国保連平成25年12月実績）

福祉型障害児入所施設の現状

【福祉型障害児入所施設の現状】
○　施設数は微増する中、利用児童数はほぼ横ばいで推移している。

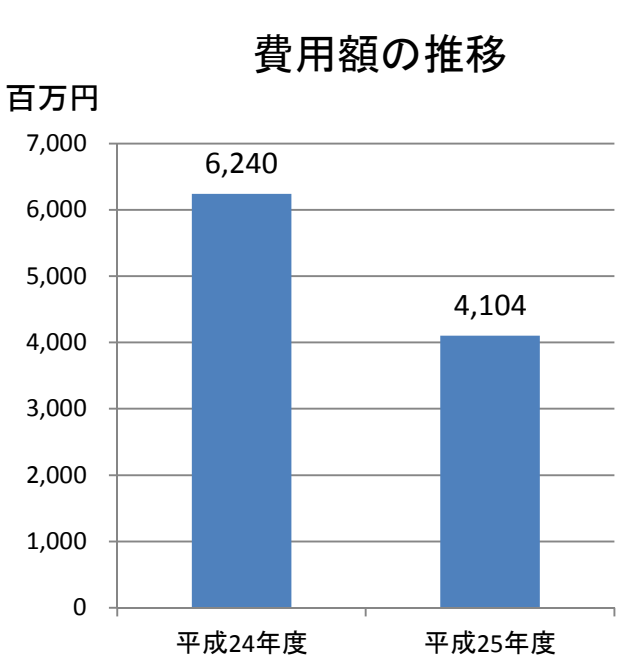

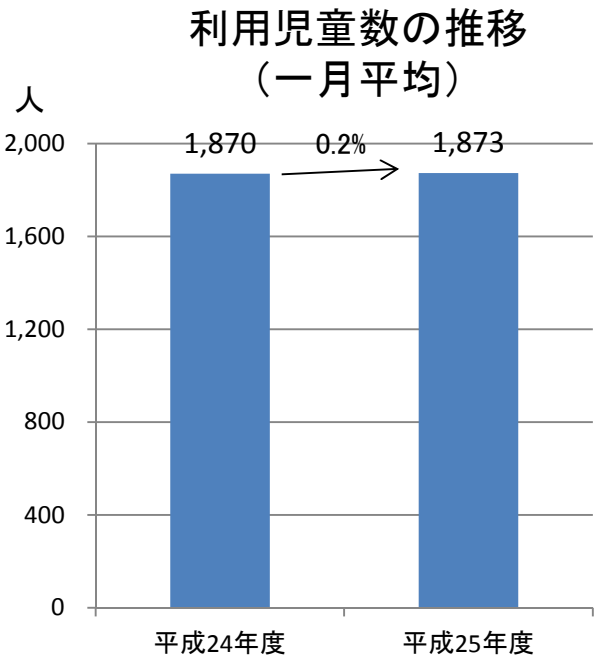

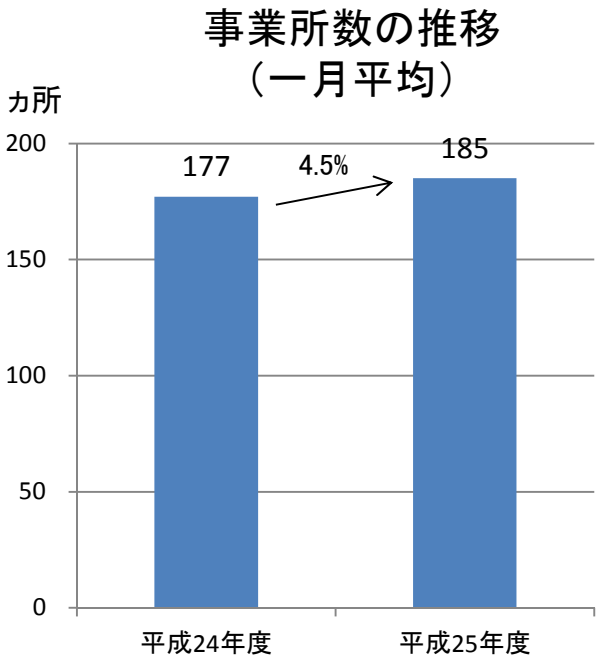

※出典：国保連データ

○ 福祉型障害児入所支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
児童発達支援管理責任者専任加算	7～148単位／日	83.3%	16,493
職業指導員加算	8～296単位／日	37.6%	7,934
重度障害児支援加算			
知的障害児、自閉症児の場合			
イ 重度障害児支援加算（Ⅰ）	165単位／日	81.7%	42,247
ロ 重度障児者支援加算（Ⅱ）	198単位／日	50.0%	10,734
盲児の場合			
ハ 重度障害児支援加算（Ⅲ）	158単位／日	0.5%	193
ニ 重度障害児支援加算（Ⅳ）	189単位／日	0.5%	57
ろうあ児の場合			
ホ 重度障害児支援加算（Ⅴ）	143単位／日	1.1%	169
ヘ 重度障害児支援加算（Ⅵ）	171単位／日	0.0%	0
肢体不自由児の場合			
ト 重度障害児支援加算（Ⅶ）	198単位／日	2.7%	1,493
重度重複障害児加算	111単位／日	12.4%	1,270
強度行動障害児特別支援加算	781単位／日	2.7%	1,671
加算の算定を開始した日から起算して90日以内	700単位／日	0.0%	0
幼児加算	78単位／日	1.1%	49
心理担当職員配置加算	5～102単位	26.3%	3,515
看護師配置加算	6～141単位	51.6%	10,357
入院・外泊時加算			
イ 入院・外泊時加算（Ⅰ）	252～320単位／日	94.1%	19,929
ロ 入院・外泊時加算（Ⅱ）	150～191単位／日	33.9%	1,650
自活訓練加算	337～448単位／日	2.2%	360
入院時特別支援加算	561～1122単位／月	1.6%	33
福祉専門職員配置等加算	4～7単位／日	95.7%	2,662
地域移行加算	500単位（退所前、退所後各1回）	0.0%	0
栄養士配置加算	3～27単位／日	81.2%	9,512
栄養マネジメント加算	10単位／日	23.1%	1,398
小規模グループケア加算	240単位／日	8.1%	6,118
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	74.7%	8,406
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.2%	34
基本部分			317,506
合計			**463,790**

※出典：平成25年12月国保連データ

医療型障害児入所について

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

■　障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児にたいして、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

■　児童指導員及び保育士
- ・主として自閉症児を入所させる施設　6.7:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設
  - 乳児又は幼児　10:1以上
  - 少年　20:1以上
- ・児童指導員　1人以上
- ・保育士　1人以上

■　児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■　主として自閉症児を入所させる施設　　321単位

■　主として肢体不自由児を入所させる施設　　147単位

■　主として重症心身児を入所させる施設　　875単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（24単位）
→　医療型障害児入所施設において児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算（240単位）
→　障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算（4又は7単位）
→　①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数　182（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　2,110（国保連平成25年12月実績）

医療型障害児入所施設の現状

【医療型障害児入所施設の現状】
○　事業所数がほぼ横ばいであるため、費用額、利用児童数についても、大きな変動はなく推移している。

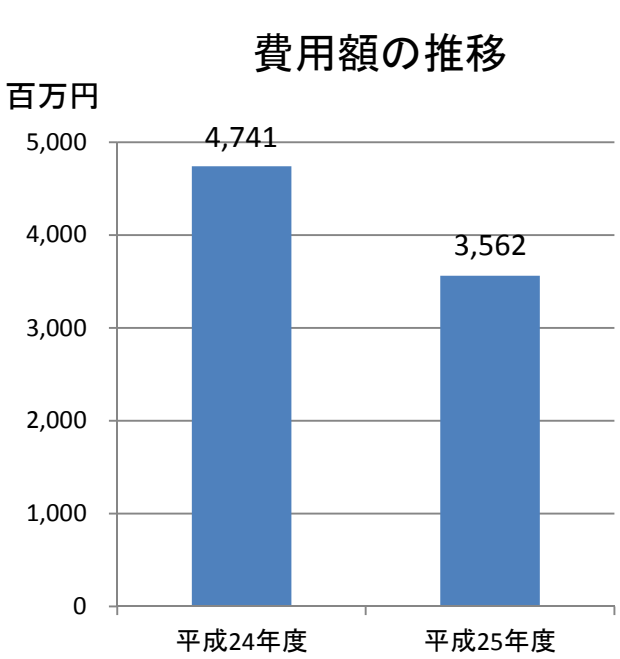

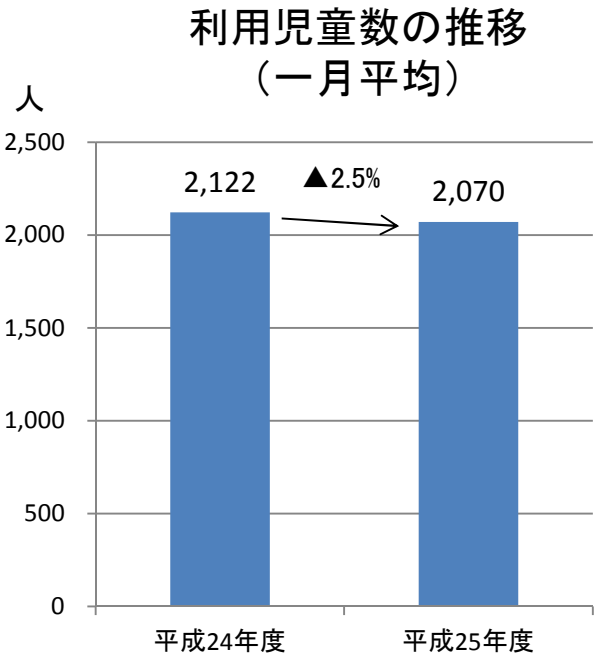

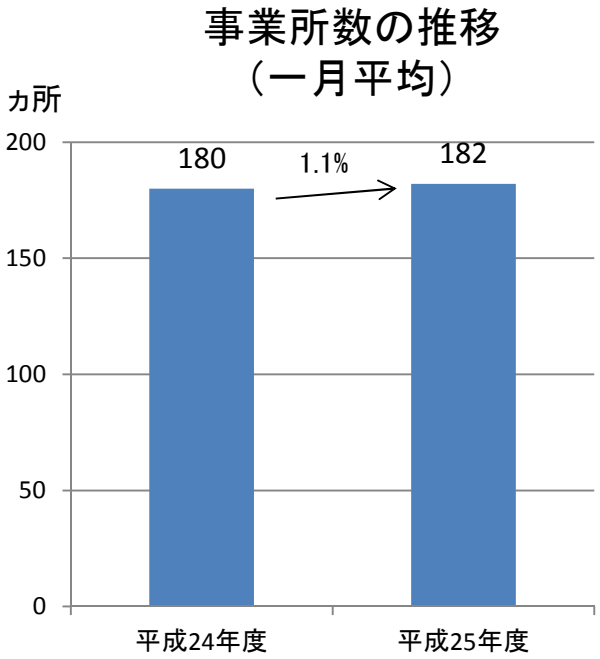

※出典：国保連データ

○　医療型障害児入所支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
児童発達支援管理責任者専任加算	24単位/日	61.5%	7,971
重度障害児支援加算			
自閉症児の場合			
イ　重度障害児支援加算（Ⅰ）	165単位/日	0.0%	0
ロ　重度障児者支援加算（Ⅱ）	198単位/日	1.1%	55
肢体不自由児の場合			
ハ　重度障害児支援加算（Ⅲ）	198単位/日	28.6%	19,305
重度重複障害児加算	111単位/日	17.0%	3,813
乳幼児加算	70単位/日	15.9%	2,105
自活訓練加算	337～448単位/日	0.0%	0
福祉専門職員配置等加算	4～7単位/日	95.6%	3,048
地域移行加算	500単位（退所前、退所後各1回）	0.0%	0
小規模グループケア加算	240単位/日	3.3%	1,092
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	37.4%	2,152
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.7%	96
基本部分			364,917
合計			**404,554**

※出典：平成25年12月国保連データ

児童発達支援について

児童発達支援

○ 対象者

■　療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

○ サービス内容

■　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■　児童発達支援センター
- ・児童指導員及び保育士　4:1以上
- ・児童指導員　1人以上
- ・保育士　1人以上
- ・児童発達支援管理責任者　1人以上

■　児童発達支援センター以外
- ・指導員又は保育士　10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■　児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）
- ・難聴児・重症心身障害児以外　734～972単位
- ・難聴児　896～1,215単位
- ・重症心身障害児　795～1,147単位

■　児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）
- ・重症心身障害児以外　366～622単位
- ・重症心身障害児　694～1,599単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（22～410単位）
→　児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算（61～123単位）
→　営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算（6又は10単位）
→　①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数　2,571（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　63,788（国保連平成25年12月実績）

児童発達支援の現状

【児童発達支援の現状】
- ○　児童発達支援の費用額（平成25年12月時点）は366億円で、障害児支援全体の37.7%を占める。
- ○　利用児童数、事業所数すべてにおいて10%を超える大幅な伸びとなっている。

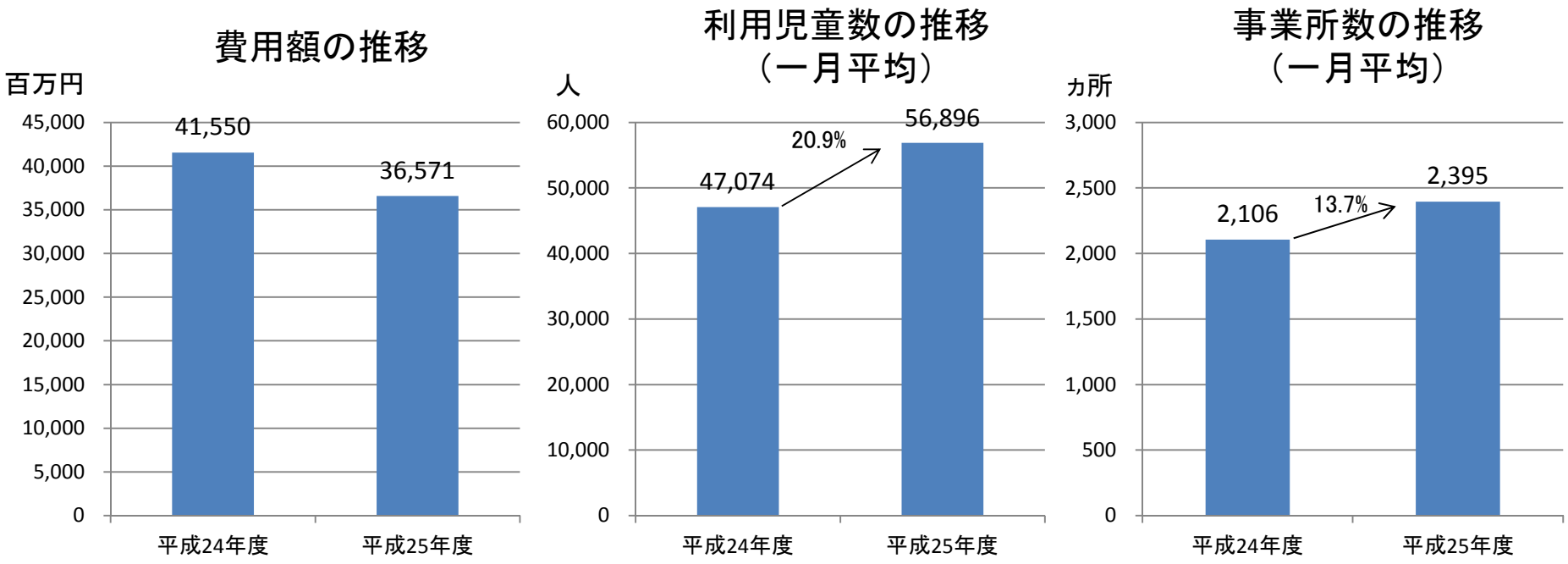

※出典：国保連データ

○ 児童発達支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
児童発達支援管理責任者専任加算	22～410単位/日	94.7%	472,839
人工内耳装用児支援加算			
児童発達支援センターで行う場合	445～603単位/日	0.6%	5,331
指導員加配加算			
児童発達支援センター以外で行う場合	77～193単位/日	50.9%	264,020
家庭連携加算	187～280単位/回	6.2%	1,379
訪問支援特別加算	187～280単位/回	0.5%	47
食事提供加算	42～58単位/日	13.9%	69,857
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	44.3%	6,550
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	46.2%	20,103
栄養士配置加算	9～37単位/日	9.6%	39,824
欠席時対応加算	94単位/回	58.1%	29,463
特別支援加算	25単位/日	16.0%	13,017
医療連携体制加算	100～500単位/日	3.4%	4,325
送迎加算	54単位/回	41.8%	58,586
延長支援加算	61～123単位/日	4.2%	1,834
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	57.6%	73,315
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.2%	486
基本部分			3,070,113
合計			**4,131,089**

※出典：平成25年12月国保連データ

医療型児童発達支援について

医療型児童発達支援

○ 対象者

■　肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

■　児童指導員　　1人以上
■　保育士　　1人以上
■　児童発達支援管理責任者　　1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■　医療型児童発達支援センター
　・肢体不自由児　　332単位
　・重症心身障害児　　443単位

■　指定医療機関
　・肢体不自由児　　332単位
　・重症心身障害児　　443単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（51単位）
→　医療型児童発達支援センターにおいて児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算（61～123単位）
→　営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算（6又は10単位）
→　①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数　103（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　2,647（国保連平成25年12月実績）

医療型児童発達支援の現状

【医療型児童発達支援の現状】
○　費用額、利用児童数、事業所数いずれも減少している。

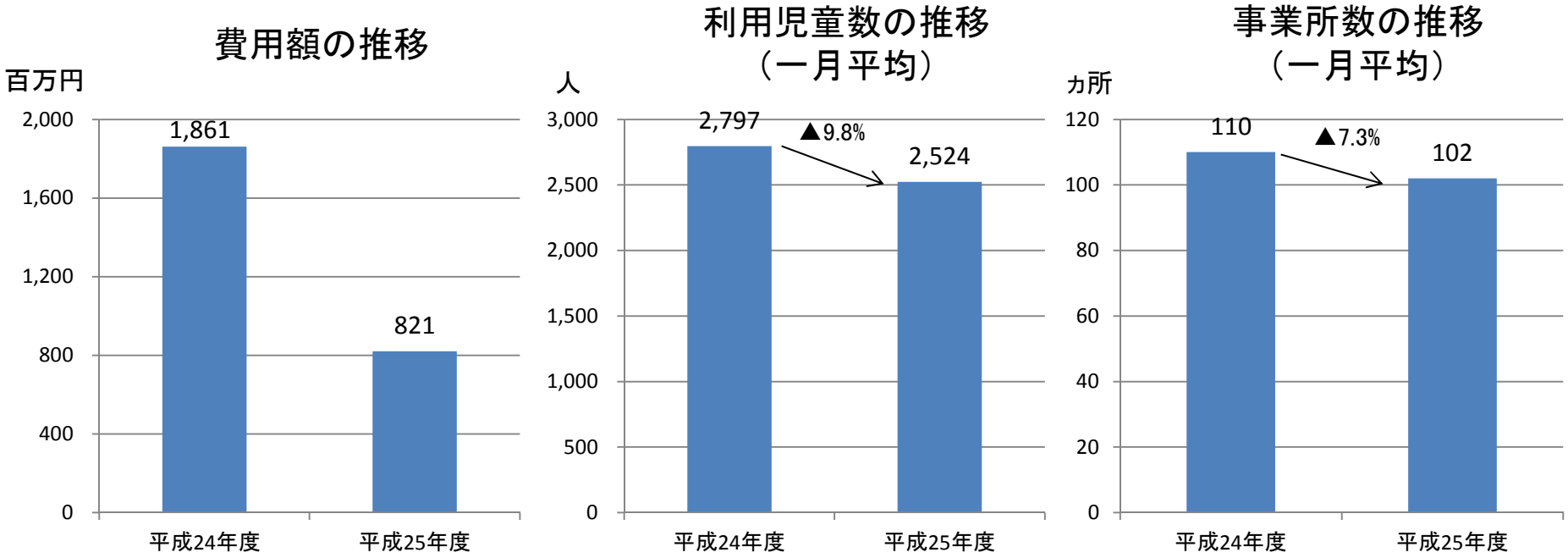

※出典：国保連データ

○　医療型児童発達支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	51単位/日	96.1%	7,654
家庭連携加算	187～280単位/回	8.7%	41
訪問支援特別加算	187～280単位/回	1.0%	4
食事提供加算	42～58単位/日	96.1%	6,752
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	68.0%	443
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	91.3%	1,286
欠席時対応加算	94単位/回	61.2%	1,274
特別支援加算	25単位/日	10.7%	180
延長支援加算	61～123単位/日	0.0%	0
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	14.6%	1,077
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	0.0%	0
基本部分			68,056
合計			**86,767**

※出典：平成25年12月国保連データ

放課後等デイサービスついて

放課後等デイサービス

○ 対象者

■ 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■ 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 指導員又は保育士　10:2以上
■ 児童発達支援管理責任者　1人以上
■ 管理者

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 授業終了後（利用定員に応じた単位を設定）
・重症心身障害児以外　281～482単位
・重症心身障害児　573～1,320単位

■ 休業日（利用定員に応じた単位を設定）
・重症心身障害児以外　366～622単位
・重症心身障害児　695～1,600単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（68～410単位）
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算（61～123単位）
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算（6又は10単位）
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数　4,045（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　71,930（国保連平成25年12月実績）

放課後等デイサービスの現状

【放課後等デイサービスの現状】
- ○ 放課後等デイサービスの費用額（平成25年12月時点）は518億円で、障害児支援全体の53.4%を占める。
- ○ 費用額、利用児童数、事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年４月以降、右肩上がりで増加を続けている。

費用額の推移

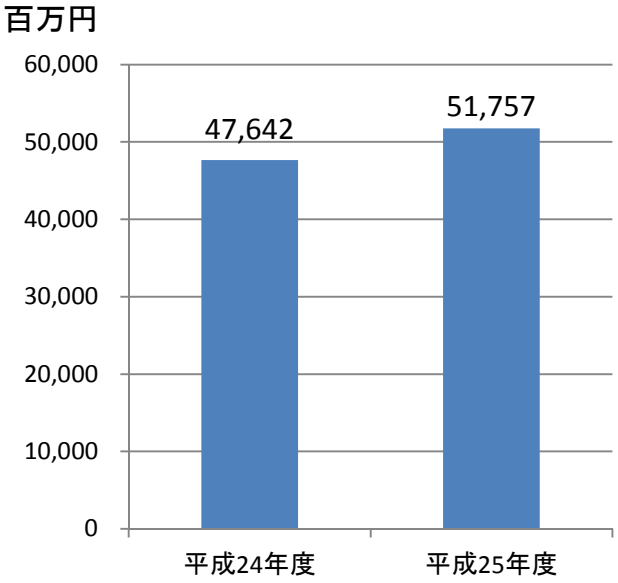

利用児童数の推移
（一月平均）

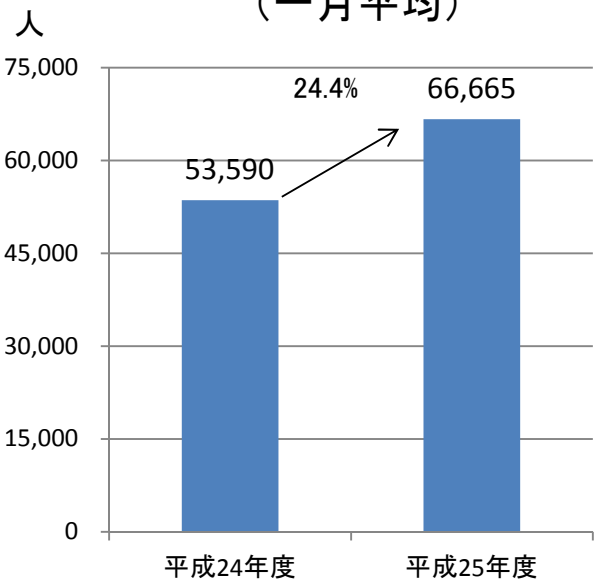

事業所数の推移
（一月平均）

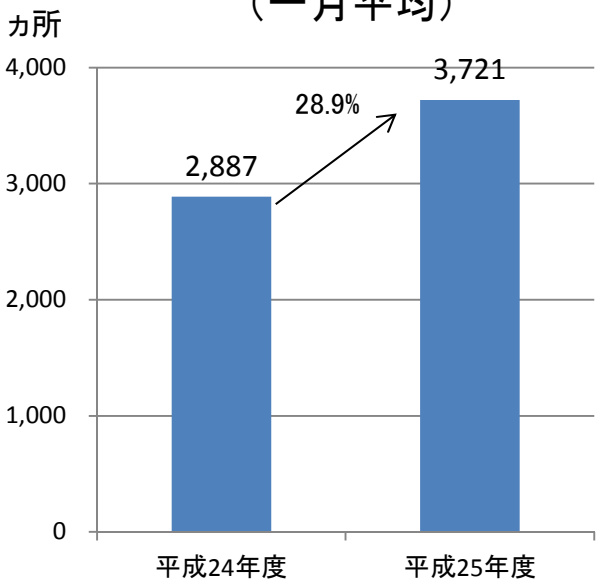

※出典：国保連データ

○ 放課後等デイサービスの報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額（千円）
児童発達支援管理責任者専任加算			
イ（1）障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	68～205単位/日	89.7%	837,016
イ（2）障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合	68～205単位/日	84.5%	347,460
ロ（1）重症心身障害児に授業終了後に行う場合	102～410単位/日	3.0%	18,152
ロ（2）重症心身障害児に休業日に行う場合	102～410単位/日	3.7%	10,008
指導員加配加算			
イ（1）障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	77～193単位/日	63.7%	631,588
イ（2）障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合	77～193単位/日	60.4%	259,779
家庭連携加算	187～280単位/回	2.6%	842
訪問支援特別加算	187～280単位/回	0.1%	14
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	62.9%	19,509
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	34.7%	18,711
欠席時対応加算	94単位/回	62.6%	23,588
特別支援加算	25単位/日	5.8%	4,545
医療連携体制加算	100～500単位/日	2.9%	6,566
送迎加算	54単位/回	81.6%	474,336
延長支援加算	61～123単位/日	14.0%	16,102
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	65.7%	142,481
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.1%	766
基本部分			3,321,691
合計			**6,133,154**

※出典：平成25年12月国保連データ

保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援

○ 対象者

■　保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■　保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

■　訪問支援員
■　児童発達支援管理責任者　1人以上
■　管理者

○ 報酬単価

■ 基本報酬

912単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算（68単位）
→　児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

利用者負担上限額管理加算（150単位）
→　事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算。

○ 事業所数　241（国保連平成25年12月実績）

○ 利用者数　1,149（国保連平成25年12月実績）

保育所等訪問支援の現状

【保育所等訪問支援の現状】
- ○　平成24年度の新制度開始時に、完全な新規事業として創設されていることから、伸び率としては2倍以上と大きな伸びを示している。
- ○　児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると規模が圧倒的に小さいが、事業の周知に伴い着実に伸びてきている。

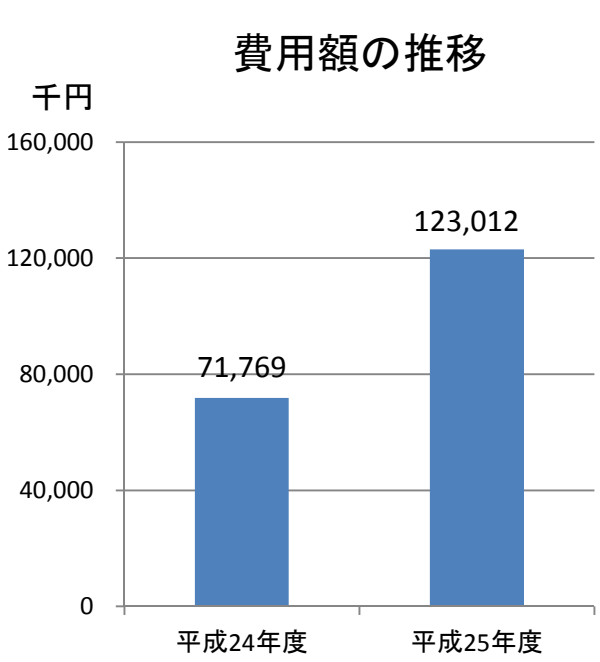

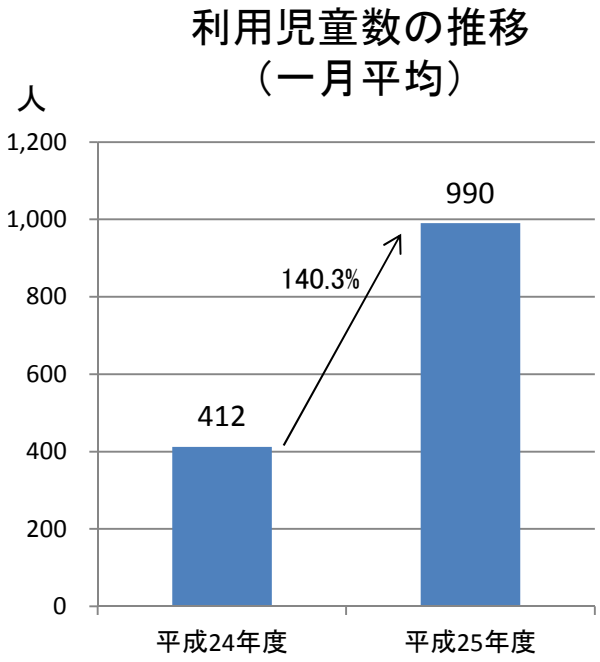

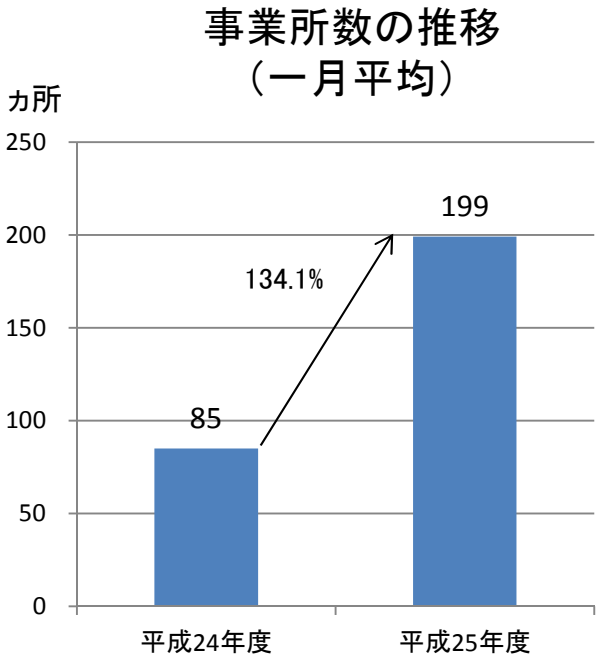

※出典：国保連データ

○　保育所等訪問支援の報酬算定状況（平成25年12月）

加算部分			
加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	68単位/日	81.3%	941
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	3.3%	16
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率	51.5%	240
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.5%	3
基本部分			14,285
合計			15,485

※出典：平成25年12月国保連データ